

第 179 回国会 東日本大震災復興特別委員会 第 8 号

平成 23 年 12 月 2 日（金曜日）

○長谷川岳君 自由民主党、北海道の長谷川岳です。

福島県民の方々の自主的避難者数ですが、震災半年後の九月二十二日の段階で、県内の避難者総数十五万八百三十七人のうち、三分の一に当たる五万三百二十七人もの方々が自主的に避難をされています。そして、この自主避難されている約半数の二万六千七百七十六人が県外に避難をしています。私どもの北海道にも避難をされてきております。しかしながら、今審議されている復興特区法案には自主避難に対する支援等が含まれておりません。

そこで、本日は、札幌で自主的に避難された雇用促進住宅の自治会「桜会」の代表、宍戸さんにお越しをいただいて、しっかりとお話を伺いたいというふうに思います。宍戸さん、よろしく願いいたします。

まず一つ、今の北海道における避難状況をお教えをいただきたいと思います。

○参考人（宍戸隆子君） よろしく申し上げます。

私が現在住んでいる厚別の雇用促進住宅には百六十世帯前後の自主避難家族がおります。北海道は早い段階から自主避難者の受入れを表明してくださいました。そして、今も手厚く援助をしてくださっています。ですから、避難指示圏からの避難者よりも自主避難者の割合が高いです。そして、今も僅かずつですが北海道に避難してきている人たちがいます。

○長谷川岳君 三月十一日からどのような状況の中でこの自主避難というものを判断されたのか、お教えをいただきたいと思います。

○参考人（宍戸隆子君） 当初、福島では停電の影響などもあり、何が起きているのかを知るすべてが全くありませんでした。停電が解消されてからも、報道から流れてくる情報は安全を強調したものが多く、また多くの事実が後出しでした。私たちはみんな必死でネットなどで情報を収集しました。そこにあった情報はテレビなんかとは本当に違ったもので、その情報の乖離にみんなが不安を感じておりました。

私自身が避難を決断したのは、文部科学省のホームページに一歳児の甲状腺の被曝量換算の S P E E D I の予測データがあったんですが、それを見たことです。

○長谷川岳君 そのような中で、最終的な避難を判断したというのが文部科学省のホームページだということなんですが、もう少し詳しく教えていただけますか。

○参考人（宍戸隆子君） 私は文科省のホームページのデータを見て避難を決めました。もうその一歳児の甲状腺被曝のラインがちょうど私が住んでいたところの端っこに引っかかっていたんです。

ね。それで避難を決めました。

北海道に避難している方たちといろいろ話をしまして、その中で、例えば鼻血なんですけれども、そういうような症状を訴えていたお子さんが非常に多かったです。

○長谷川岳君 今の避難者の方々、北海道に移られている方々の経済状況についてお聞かせをいただくことができればというふうに思います。

○参考人（宍戸隆子君） 福島では子供が生まれたら家を建てるという家庭が割と多いんです。小さなお子さんとお母さんを避難させて、お父さんは福島で住宅ローンと生活費のために働いている。ですが、二つかまどというのは想像以上にお金が掛かります。経済的に苦しい中、避難を決めた母子家庭がいます。最近家族そろっての避難が増えてきました。お父さんもお母さんも仕事を辞めて新しい生活を北海道で一から始める、そういう家庭が多いです。

○長谷川岳君 放射線の危険性というものはどういうものなのか、そのことについては専門家の間で必ずしも意見が一致しておらず、そのような中で個々人が判断をしなければいけないというところに今回本質があると思いますが、その点について伺いたいと思います。

○参考人（宍戸隆子君） 本当のことは何にも分からないんです。

国は安全だと言う。これぐらいの低線量では身体的な影響は出ないと言います。私も初めはそう思っていました。自分の娘も鼻血を出したりしたんですが、それでもそれを被曝のせいだと私は初め考えておりませんでしたし、今でも疑っているのも事実です。

ですが、聞き取りをしてその考えを少し改めています。目の前で今まで出したことのないような鼻血を出している子供たちがいたら、皆さんどうしますか。偉い学者さんがどんなに安全だと言っても今起きているその事象を優先しませんか。本当に、お手元に資料配られていると思うんですが、みんな目の前で起こったことを、それを見て避難を決めている方もたくさんいらっしゃいます。

○長谷川岳君 少し聞きづらいことをお聞かせいただかないといけないと思います。例えば、こういう自主避難に関して、当然ながら家族やあるいは親族の皆さん、特に地域等の皆さんとのあつれきというものが起きてくるかというふうに思いますが、その点についてお話を伺えたらというふうに思います。

○参考人（宍戸隆子君） 私たちは自主避難者です。国の指示を待たず、自分たちの意思で避難を決めました。それは地縁、血縁の強い福島ではとても勇気の要ることです。おじいちゃん、おばあちゃんの理解がまず得られません。お父さんとけんかをした人もたくさんいます。国が安全だと言うのにそれを聞けないのか、もっと強い言葉でなじられている人もたくさんいます。自分が安全な場所に避難しておいて、除染してきれいになった福島に帰ってくるつもりなのか、そういう言葉も投げかけられました。いいよね、あなたたちは逃げられて、そういうふうにも言われます。

私たちは、今福島に残っている人たちのことを本当に心配しています。でも、その思いは届きません。私たちと福島に残る人たちの間には大きな溝があります。その状況はこの原発事故で引き起こされたものです。

○長谷川岳君 最後に伺いますけれども、最も今望んでいることは何か、特に自主避難の権利も含めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○参考人（宍戸隆子君） 私は、元々政治不信でした。失礼ながら、政治家なんてろくなもんじやないはずと思って今まで生きてきました。でも今は違います。このような状況になって、北海道で自治会なんか立ち上げてしまったものですから、党派を超えてたくさんの方が声を掛けてくださいました。何ができるのか、何をしなければいけないのかを必死で考えて動いてくれている人たちがたくさんいることに気付きました。だから、私は政治に期待します。

選択的避難の権利を国に認めてほしい。子供の、人間の命を守ることを最優先に考えた方策を考えてください。自主避難者への補償は、その権利を国が認めてくれることです。きちんとした補償が出る。あえてこの言葉を使います、国が逃げてもいいと言ってくれたなら、本当に避難したい人はたくさんいるんです。福島の復興のために力を尽くす、福島を守り立てていく、それも大事だと思います。それと同時に、避難を考えている人の権利も認めてほしい。

今の福島にいて何の不安もないと思いますか。避難している人も福島で頑張っている人も、みんな苦しんでいます。今ここにいる皆さんに、福島の人は見えていますか、私が見えていますか。どうか、福島で苦しんでいる人、その人たちのために最大限の御配慮をお願いします。

○長谷川岳君 本当にありがとうございます。

九か月たつのに、こういう自主的避難について方針が決定せず、一銭も支払われない。もうすぐクリスマスで、自分も二人の子供いますが、正月で子供たちに何か買ってあげたい、そういうのが人の心だと思います。

中川大臣、やっぱりなぜ、こういうのが、支払が遅れているのか。

○国務大臣（中川正春君） 先ほど、宍戸参考人から非常に貴重な証言をいただきました。

私自身も、でき得る限り早くこうした対応について結論を得ていくという努力をさせていただきたいというふうに思っているんですが、それが遅れているということ、これに対してはおわびを申し上げたいというふうに思います。

その上で、原子力損害賠償紛争審査会が今行われておりまして、もう既に五回に上る審議をして、インターネット上でもこれ議論そのものがオープンになっていますので、皆さんとともに問題点の整理をしておっていただくという状況があります。

二十五日、前回の審査会では、中間指針追補のイメージということで案が示されました。その中では、賠償の対象区域や対象者をどのように設定をしていくかということ、それから損害項目また損害額の算定、これをどういう基準で考えていくかということ、それから指針の対象の期間、これをどのように設定をしていくかという、そういうことについて議論が行われておりまして、次回十二月の六日を予定しているんですが、ここではしっかりと結論を出していきたいというふうに思っております。具体的ないわゆる市町村名あるいは金額について、この六日にはしっかりと結論が得られるということ、これを是非お願いをしたいということで、委員の皆さんには今お願いをしているところでございます。

○長谷川岳君 平野復興大臣に伺いますけれども、復興基本法の基本理念において、私、六月二十日の復興特別委員会で質問を枝野官房長官にさせていただきました。計画的避難区域等の指定の地域に限らず、原子力事故による被害を受けた地域全地域、言わば福島県全域をしっかりと含むということを当時の枝野官房長官が定義をしました。だから、今回の復興特区法案において、復興交付金による自主的避難者への支援というのは本当は市町村であるべきではないかと私は思いますが、いかがですか。

○国務大臣（平野達男君） その前に、福島県の、特に在住のお子さん方が日々放射線におびえながら暮らしている、二十四時間こういう計測器を付けながら暮らしていく、その中での様々な心理的な問題も出ている。それから、あと、私は新潟県等々に、これは自主避難ではございませんけれども、二十キロ圏内からの方々、特に小さなお子さんの方々とも何回か会っているということで、何回かじゃなくて、新潟県にお邪魔しましていろいろ御意見も聞きました。先ほどの話の中で、同じような思いというのについて大変な思いをされているということについては、また認識を新たにしたいということだけちょっと申し上げさせていただきますと思います。

その上で、復興交付金、特に効果促進事業でございますけれども、先ほどの答弁でもございますが、まずこれがもう一義的に賠償という形で出されるのが、これが一番いいというふうに思っています。

今、文科大臣も自主避難者の対象については、どういう基準で支払するかということについて検討を重ねているということでございますから、それを鋭意進めていただきたいというふうに思っていますし、私どももその方向で進める中で後押しをするということを是非やっていきたいというふうに思っております。

○長谷川岳君 もう年末なんですよ、一番今やっぱり年末年始、皆さんそれぞれ新しい気持ちで新しい年を迎えたいという思いのときに、例えば今の話が時間が掛かるのであれば、なぜ野党が中心に出した仮払い基金法において、自主的避難について、特に三十キロ圏外、基金を創設し支援が可能であるにもかかわらず、この法律を活用しないのか、これについて伺いたいと思います。

一部の報道ではやるという情報も入っておりますが、この点について経済産業副大臣に伺いたいというふうに思います。

○副大臣（松下忠洋君） 御指摘の基金は、長谷川先生おっしゃるとおりに、原子力災害に対して広く応急対策を実施し得る基金として規定されておりまして、地方公共団体がこの基金を設ける場合には、国がその財源の全部又は一部を補助できることが定められております。

地方公共団体からこの基金の設置についての具体的な要望がありました場合には、他の手段、これは現在、予算措置をいろいろしているわけですが、その対応状況等を踏まえながら県、市町村ともしっかりと相談して、基金の設置も含めて、原子力被災者に必要な新たな支援措置を検討してまいりたいと考えています。

それで、先月の末に佐藤福島県知事さんとうちの経済産業枝野大臣との話合いがございまして、知事さんからこの基金について、今後具体的な用途等を詰めた上で相談したいという話しかけがございました。それに対しまして、枝野大臣からも、基金について要望があれば相談していただきたいと、真摯に対応するというごさいますので、そういう形でやっていきたいと、そう考えています。

○長谷川岳君 副大臣、これ進めるという認識でよろしいですか。もう一度伺いたいと思います。

○副大臣（松下忠洋君） 相談いただきました上で真摯に対応するというごさは、進めていくということだと、そう思っています。

○長谷川岳君 今日東京電力の西澤社長にも参考人として来ていただいておりますが、この自主避難の方々の思いをしっかりと今聞いていただいたと思ひますし、この東電による賠償は自主避難に限らず非常に遅れていると聞いております。

支払の状況、どうなっていますか。伺いたいと思ひます。

○参考人（西澤俊夫君） ただいまの宍戸様の御心痛、御苦勞についてはきちんと受け止めまして、しっかりと賠償等を含めやっていかなければと思ひた次第でござひます。本当に御迷惑、御心痛をお掛けしております。おわび申し上げます。

現在の賠償の状況でござひますけれども、御存じのように、個人、法人に十月の初めから本賠償という形で、本格的な賠償という形で、個人で七万件、それから個人事業主、法人の方で一万件、発送をさせていただいております。非常にちょっと分厚いとかという形で申し訳なかつたわけですが、いろいろ改善の手を尽くしまして、五つの約束という形で今やっております。

その結果でござひますけれども、今、十二月一日現在ですけれども、個人の方は二万二千八百件、約二万三千件程度でござひます。それから、法人・個人の方は九千二百件の方が今戻ってきてござひます。

現在、一日千件を目指して今処理をしてござひますけれども、現在、合意した形で送付してござひますのが、個人で七千百件、法人・個人で二千百件でござひます。約三割、二割が今合意の形で

処理して送付をさせていただいております。現時点で、個人が二千五十件、それから法人、個人事業主でいきますと一千三十件が合意をして本賠償の支払の手続に移っているという状況でございます。

○長谷川岳君 私たちもいろんな団体から聞きますが、要望額の一割、二割に行っていない団体がほとんどです。早急にその支払を進めていただくように強く申し上げます。

もう一度文科大臣に戻りますが、子供と家族を守るというのは、父親、母親として当然の権利。特に自主避難については、もちろん福島県に住んでいらっしゃる方々への補償はもちろんのことですが、やはり二重の生活費、実費は非常に掛かっているわけです。今お金が、非常にお金が掛かっています。一か月に一回北海道に会いに来たり、そういう父親の方々の交通費も掛かっています。そういう二重の生活費や実費は私は支払われて当然のことだと思いますが、文部科学大臣、どういふふうに対処する方針ですか。

○国務大臣（中川正春君） 紛争審査会の方でそれぞれ聴き取りをしながら、そうした問題についてもしんしゃくをしっかりとって基準を作るということで今頑張っておっていただいておりますので、そちらの方での結論を待ちたいというふうに思います。

○長谷川岳君 つまり、この自主避難の方々も含めて、最も大事なものは損害賠償紛争審査会だと私は思います。しかし、皆さんに今日お配りの資料三をちょっと御覧になっていただきたいと思えます。原子力損害賠償紛争審査会、中川大臣が所管している審査会について伺います。

この資料は、四月十五日から十一月二十五日までの第十七回、審査会が開かれている、この出席状況であります。被害者の方々への賠償が適切かつ迅速に行われるためにも、この審査会は極めて大きな役割であるというふうに思います。

そこで、文部科学省に政務三役の出席状況を確認しました。しかしながら、文部科学省の答えは、途中退席などは記録に残っていないため、途中入退室があった場合も出席としているという回答が返ってきたんです。私、自分でうちの事務所で全部議事録を取って調べました。そうすると、今まで丸を打っていたところ、全部これ遅れて出席、あるいは途中退席、本当短い間の途中退席だけなんですよ。

これ、大臣、見てください、大臣ほとんど出席していない。今、口では紛争審査会は大事だ、文部科学省全力で挙げている、そんなことをおっしゃっていましたが、この一番、紛争審査会、二時間や三時間で済む、しかも文部科学省の中でやっている紛争審査会をこのような出席率であるということが判明したんです。

そこで、大臣、まずは、これ後でもう少し聞きますけれども、本来、紛争審査会で行われる中間指針の対象者数あるいは予算規模、この賠償の規模ですね、それ、どれぐらいだと認識していますか。

○国務大臣（中川正春君） 委員も御存じだと思うんですが、この紛争審査会というのはインターネットあるいは議事録で全てオープンにされておりまして、私の役割というのはここに、議論に参加するということじゃなくて、ここで何が議論されているかということ把握をするという役割になっております。そういう意味で、確かに私自身が出席をするという回数は本当に節目節目だけになっております。

しかし、中の問題についてはしっかりと把握をしなければならない、また、ここでこたえていかなければならないというふうに思っておりまして、鋭意その部分についても対応はしていきたいというふうに思います。

ただ、ほとんど国会審議やそれから公務が重なっておりまして、そのこのところ、この審議会だけじゃないんですが、あらゆる審議会では実はこちらの状況になっているということも御理解をいただければ有り難いというふうに思います。

○長谷川岳君 大臣、紛争審査会で今のような宍戸さんも出席しているんですよ、かつて。宍戸さんのような現場で苦勞されている方が思いを伝えにわざわざ文部科学省に来ているんですよ。そういう脈絡をちゃんと知った上で、大臣や副大臣が政府の在り方を判断するのが普通じゃないですか。にもかかわらず、国会が入っている、あるいはたかだか二時間、三時間、一日の中でこれだけは絶対出よう、大臣の意思があればこれは出れるじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣（中川正春君） それぞれの分野で皆さん一生懸命、今震災対応をしておっていただいています。いかに線量を下げるとかというふうな除染の対応であるとか、あるいはこの自主的避難だけではなくて、将来の福島全体としての対応をどうしていくかというような議論だとか、国会も含めて様々にそれぞれの分野で皆さん頑張っておっていただいています。それをできる限り私も一つ一つしっかりとコミットをしてやっていきたいというふうに思っているんです。しかし、物理的なといいますか時間的な限界というのは、是非また政権取っていただいた暁には大臣やっていただきたいと思うんですが、そんな中での配分というのは非常に厳しいものがあるということ、これも御理解をいただければ有り難いと思います。精いっぱい私もやっていきます。

○長谷川岳君 中川大臣お答えになりませんから、これ松下副大臣に伺いますけれども、紛争審査会における中間指針の対象者数、あるいは紛争審査会における支払われる金額、どれぐらい、総額どれぐらいと見込まれていますか。予想で結構でございます。

○副大臣（松下忠洋君） 様々なマクロの推計数字を使ってやっているんですけども、金額といたしまして約四・五兆円、それから対象人数として、その対象地域の避難者、それから今自主避難の人たちも含めてですけども、十六万を超えているというふうに認識しております。

○長谷川岳君 文科大臣、このように四・六兆なんですよ。これは文科省の全体の予算を上回っていますよね。そういう、つまり紛争審査会の決定事項というのは、被災者の皆さんは一体いつから賠償が始まるのか、それから審査会での審査の内容をみんな固唾をのんで見守っているんですよ。この審査会には大臣は欠席、副大臣は途中から欠席、あるいは途中から退席、ほとんど。しかも四・

六兆と言われる国費が投入される。

皆さん政府の中で事業仕分等をやっておりますけれども、こういった一番大きな、肝心要の決定をするところになぜ大臣や副大臣が同席をしていないのか、これ全くおかしい話じゃありませんか。

○国務大臣（中川正春君） 法律の建前でいきますと、この原子力損害賠償紛争審査会というのは第三者機関でありまして、ここで決定されることに対して、政治的にそれに対して影響力を及ぼすということができないといえますか、しないという前提の中のこの審査会なんです。だから、さっき申し上げたように、私がこの紛争審査会の中に入って議論をするという、そういう前提ではないんですということを御理解をいただきたいというふうに思います。

○長谷川岳君 そうであれば、副大臣、政務官、一回もいないときありますよ。どういうことですか、これは。こんなことあっていいんですか。

○国務大臣（中川正春君） そこは、御指摘のように、でき得る限り私たちも出席をして、そこで議論をされていることというものについては理解をしていく、その前提に立って政策を立案をしていくということ、これは大事だというふうに思います。

○長谷川岳君 これはもう完全に被災者の方々への冒瀆です。それともう一つは、税金投入、国費投入の認識が全く欠如していると言わざるを得ません。

平野大臣、あなたは連日のように答弁で、政府は連日全力を尽くしていると言っております。しかしながら、このような肝心要の賠償の規模を決める、賠償の人数を決めるという重要な会議にやはり寄り添って、被災者の皆さんに寄り添ってきちっと大臣や副大臣が参加する、そういったことが政府の姿勢としては大事ではありませんか。まさにこの政府の緩みを変えていく努力をしていかなければなりません。そのように思いませんか。

○国務大臣（平野達男君） そういった審査会、検討会、出席をすべきということについては、できるだけやっぱり出席すべきだというふうに私は思います。しかし、その一方で、文科大臣が申されているように、あらゆるいろんなスケジュールの中でどうしても出なくちゃならないものがあると、そちらを優先させる。それから、審査会は、これは専門家が集まっております。閣僚の役割というのは、そういう審査を聞くというのと同時に、その審査会から出てきた結論、これをしっかり判断をして、それから関係者にしっかり伝える、こちらの仕事の方が私は大きい役割だというふうに思っています。

いずれ、そういった中で、文科大臣も私は出るべく努力されているというふうに理解しておりますし、今のお話を聞きまして、この議論を踏まえまして、これからの的確に対応されるのではないかとこのように思います。

○長谷川岳君 現場の声をやはり大事にしてください。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

180-参-予算委員会-8号 平成24年03月14日

○熊谷大君 自民党の熊谷大です。

本日は、三月十一日直後に質問の機会をいただきまして、誠に有り難く思っております。

そこで、総理に最初にお伺いいたしたいと思えます。

地域の復興が大変遅れているということ、地元の河北新報社がアンケートを取って市町村別にアンケートの結果を出しました。その結果、南三陸町が、復興が遅れていると、九一・七%の人がそう思っております。気仙沼六三・五%、七ヶ浜町五七・六%、山元町五四・〇%、非常に多くの人々が復興関係遅れているというふうに示しております。

一年経過して、総理の御認識をお伺いします。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） ちょうど一年目の節目を迎えましたが、この一年の節目に当たって決意しなければいけないことは、この問題を風化させないという、まさに追悼の思いを新たにするとということと、あわせて、復興に向けての取組、これを決意を新たにしていって進めていくことだと思うんです。

その中で、被災地におけるアンケート調査を踏まえての御指摘がございました。残念ながら、政府としても一生懸命取り組んでいるつもりでありますけれども、被災地のお立場からすると、遅いとか行き届いていない、地域間にちょっとばらつきはあるかもしれませんが、そういう声をいただいていることは事実であり、そういう声にはやっぱり率直に受け止めて対応していかなければいけないと思っております。

野党の皆様のお協力もいただいて復興庁等も発足をいたしましたので、こういう新しい組織や新しい制度を生かしながらもっとスピード感が出てくるように対応していきたいというふうに考えております。

○熊谷大君 私は、先日の三月十一日の追悼式典、石巻市の方に参加をさせていただきました。その際、東日本大震災で犠牲になられた方々に総理が哀悼の意を表したときに三つの約束をされたと聞いて、モニター越しで見えておりました。一つは、被災地の復興を一日でも早く、最大限の支援をする。二つ目は、震災の教訓を未来へ残すと。三つ目は、助け合い、感謝の心を忘れずに、苦難に寄り添いながら復興を成し遂げていくという、この三つだったと思います。

この総理の心中、閣僚の中で共有をされていると思えますが、そこで復興担当大臣に聞きます。復興庁、先ほど総理が言及なされた復興庁は、被災者、被災地の立場に立っている役所なんですか、それとも霞が関の代弁者なんですか、お答えください。

○国務大臣（平野達男君） 被災者並びに被災地域の立場に立って復旧復興を一日も早く進めると、そういう立場に立っているというふうに思っております。

○熊谷大君 お手元の資料を御覧ください。今の復興大臣の言葉、ちょっと空回りしているのではないかなと思っております。

この写真、宮城県の旧河北町の長面地区、今は石巻市でございます。これ、被災前の写真、一枚目でございます。そして、被災後、これは十月の写真でございます。田園地帯が全部海にのまれてしまっている北上川の河口部分でございます。これが十月の段階で、この二枚目の写真のとおりです。そして、三枚目、これ、一年たった姿でございます。一年たっても水没の状態でございます。この北上川のちょっと橋、一枚目の橋が架かっていると思います。この橋の付近にあの大川小学校、悲劇の舞台になりました大川小学校がでございます。

この大川小学校の悲劇もある石巻市又は宮城県全体、復興大臣、この前、三月二日に出された復興交付金の初回配分、これは宮城県の申請は五七%でした。申請して削られて、その結果五七%しか認められなかったこの事態。この事態に抗議の意味を込めて宮城県知事も上京なされました。これ、何て説明されますか。

〔理事川上義博君退席、委員長着席〕

○国務大臣（平野達男君） 個別の事案については、まず今、各町村、町を回っていきまして、再度担当者が説明をしております。

一地区一地区ごとに、今回のやり取りの中について十分な説明が、コミュニケーションがなかったということが背景にあったと思います。これを説明していく段階で、今計画を作っている過程だということで、一緒にこの計画を作りましょうと、この計画が、これで、この計画でもって事業ができますねという段階になれば、復興交付金、これはその計画に応じて交付をしていくと、そういうことを今、各地区で、各町村で説明しております。

知事とも、私、知事とお会いしてお話ししたのは、やっぱりそういった十分な説明、コミュニケーション、これがなかったですねということで、これにつきましては我々も努力しますしお互いに努力しましょうということで、この間知事とお話をしたということでございます。

○熊谷大君 コミュニケーション不足と発言しておられますが、資料にある地域、石巻市、これ申請されて認められたのは三一%ですよ、三一%。三百九十三億円の申請に対して百二十三億円です。栗原市、加美町、大郷町といった内陸部ではゼロ%ですよ、ゼロ。

この石巻市のこの地区、大幅に削られたのがかんがい施設、水田の排水施設、排水機場の設置予算が四割削られているんですよ。この水没したままですよ。大川小学校の子供たち、児童がまだ行方不明、見付かっていないんですよ。この水没した地域、早く水抜きをしてほしい。こういう状況の中で、地域の実情を本当に大臣は見られたんですか。

○国務大臣（平野達男君） まず、ここはもう八十センチ地盤沈下がしております。そして、まず排水機場をどのレベルで設置するか、今これを多分設計を急いでいると思います。その設計が今回

の審査の中では必ずしもまだ十分熟度が達していないという、そういうふうな報告も受けております。いずれにせよ、ここは全面的に、言わばこれから、最終的には干拓の手法を使って水田を、これを復活させることになると思います。

ただ、それ以前に、委員正しく御指摘されましたように、この地域の排水をするために、まず仮の閉め切りをつくって御遺体の要するに搜索をしなくちゃならないということも私どもは聞いて理解しています。そういうスケジュール感でやっておるということだけは是非御理解をいただきたいと思えます。

今回、繰り返しになりますけれども、一回目の交付でこれを削られたからといって全部駄目だとなっているということではないということだけは繰り返し繰り返し申し上げさせていただきたいと思えます。これには最終の一定のゴールがあります。ここは八十センチ水没、北上川の河口の堤防もこれはかさ上げをします。それから、防潮林につきましても、最終的には防潮林も復活させます。それから、水田は、これは私、全面的に当初、本当に申し訳ないんですけども、これを復活させるというのはなかなか大変だなということで当初難色を示しました。しかし、宮城県が絶対やるということだったので、それはやりましょうということで今計画を進めているということです。

そういう過程で進めていまして、何というんでしょうかね、今回で全部駄目になったという感覚だけは持たないでいただきたいと思えます。一つのゴールイメージを持って、そのゴールイメージに向かって今進んでいるんだということで是非とも御理解をいただきたいというふうに思えます。

○熊谷大君 だから、だから査定庁と言われるんですよ。この思いをなぜ酌み取れないのかということですよ。

順番は必要だ、分かりますよ、そんなのは。土手をちゃんと六月の復旧までをする、仮復旧をさせるというんで、その後ちゃんと予算を上げておかないとすぐに水も出せないでしょう。なぜそれを削るんですか。この河口部分、そして国交省の部分もあります。それは河口部分やる。そして、ここはカキで、養殖で有名なところなんですよ。水産庁もいると。学校も復旧させなきゃいけない。

そういったことをもろもろさせるには、いや、復興庁でしょう、この縦割りを超えて復旧させるのは、だから復興庁が必要なんだろうという意思でやったはずなんですよ。それが査定になっているからみんな怒っているんですよ。それに対してどう答えるんですか。

○国務大臣（平野達男君） ですから、そういう一つのゴールイメージに向かって、どうやったら効率的にかつ早くやれるか、そういうことを今この石巻市と共同で、また県とも共同でやっているということです。そして、予算を付ければ、その予算を付けた途端に市町村が今度は施行ができるかということ、恐らくその段階、今の段階では例えばエレベーションの問題とか、様々な問題はあったらと思うます。

石巻市は、もう委員が一番御案内のように、もうそれでなくても様々な仕事を今抱えています。抱えている中で、この計画を具体的に進めるまでの多分時間的余裕もマンパワーもなかったと思

ます。だから、そこに我々が入って行って、各省の担当者も入って、この計画をしっかりとものにしようというその作業をやっていると、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

これを遅らせるとか、これを仕事をさせないとか、そういうことはないです。これだけの被災している地域ですから、これをとにかく何とか、とにかく一日でも早くやるためにはどうすればいいかということで考えているんだということだけは、これも重ね重ね申し上げますけれども、是非御理解いただきたいと思います。

○熊谷大君 いや、理解、本当にできません。本当に査定されたということしか私は思っていない、また、地元もそのようにしかとらえていないというふうなことを申し上げさせていただきます。

今回は道路の事業、大分削られました。私は、道路は大切だと思います。なぜならば、宮城県は、富県宮城ということで、まずは産業を誘致して県内のGDPを上げていこうということを被災前からずっとやっておりました。そして、産業を守り立てる、そのためには道路のインフラが必要だということで早く道路をやったんです。それをばっさり切ってしまった。

そこで、前田国交大臣、私は、コンクリートから人へを覆した方として一目置いております。今回、道路は命の道だということで、命の道だということで助かった映像、津波から助かった映像をたくさん見ております。

そこで、今回、県道亘理塩釜線、塩釜亘理線というところ、これを防御施設、津波から防御をするためにかさ上げをして堤防の役割を付けようということで申請をしておりました。しかし、国交省は道路に津波の防波堤の役割は要らないという見解を示しております。私はそれ、ちょっと違うと思いますが、いかがお考えですか。

○国務大臣（前田武志君） お答えをいたします。

今の県道亘理塩釜線ですね、この件についてはちょっと聞いておりませんでしたので確認をしておりますが、いずれにしろ、リダンダンシーというんでしょうか、何重か、多分あそこは四重ぐらいの防御をすることになっておまして、その中での優先順位、それから、やはり御承知のようにあの辺りも随分水没しているところですから、実際に着工できる順序というのがあると思います。その辺は復興担当大臣がちゃんと御承知いただいていると、こう思います。

なお、私自身は人間の生活が第一だと、こう思っておる次第でございます。

○国務大臣（平野達男君） ちょっと今、別な図面を見ていまして、今の御質問が県道十号線のお話だということを聞き漏らしてしまいました。

この県道十号線は、本当に若林区から岩沼市までずうっと続く長い県道でありまして、これは今のところ市町村ごとによって考え方がちょっと違ってきます。

例えば法線の決め方も、あるところは土地区画整理事業で生み出すという考え方もありますし、それからあと、かさ上げについても、六メートルというところもあればまた別の違ったところもあったりして、全体としての計画の整合性がまだちょっと取れていないということがありまして、これにつきましても、まず、そもそもかさ上げをどこまでするかというところについても、これ、県も入っていただかなくちゃなりません。それから、国交省にも入っていただかなくちゃなりません。我々も入ります。こういったこともまだきちっと整合性が取れていません。

昨日もこの委員会で答弁しましたけれども、まず海岸では高い堤防を造ります。その後に防潮林を復活させます。防潮林は、今までと違いましてマウンドを造ります。マウンドを造って、もう一つ何か堤防を造る計画があって、更にかさ上げで二重、三重、四重という形になって、そこまで本当にやるのか、できるのかどうかという議論も今やっているということで、こういった計画全体の整合性ということの観点からもうちょっとこれを議論しましょうということで、これ、余り遅らせるつもりもございません。ただ、そういう計画の整合性を取るということで今、関係者の中で詰めているということです。

一方で、今回は、申請を上げてきた市町村もあります、上げてこなかった市町村もあります。本当は、県道ですから、これは県道だといえれば県一本で上げてくるのが本当なら一番いいんです、各市町村がばらばらに上げるんじゃないで。そういうことを今、県とも、要するに関係市町村とも調整しながら進めているということでもあります。

○熊谷大君 僕は二線堤を認めるかどうかということ、見解を伺っているんですよ。

この「復興への提言 悲惨のなかの希望」、この構想会議の出した提案でも、二線堤をしっかりと造れるようにすると、組合せをつくるということを示唆しているんですよ。それで地元はそういう要望が出ているんですよ。それで今の回答ですか。

○国務大臣（平野達男君） 失礼いたしました。

二線堤は、その場所によっていろんな考え方がございます。私は、先ほど言いましたように、海岸堤防と防潮林で一種の二線堤だというふうに解釈することもできると思っています。なおかつ、その上で三線堤、四線堤という話になりますと、全体の計画性を見てしっかりこれは議論しなくちゃならないという意味で、今そういうことも含めての議論をしているということで答弁を申し上げました。

○熊谷大君 国交大臣、見解を聞かしてください。

○国務大臣（前田武志君） 防災の多重性ということについては、昨年のある大震災の一つの反省でございますね。だから、そういう意味では多重性というものはしっかり確保していく必要があります。これは一般論であります。

ただし、その地元の状況に応じて、普通は二線堤ぐらいのところでしたらしっかり確保しておけば、む

しろ優先順位といますかね、他に優先せないかぬのもあるんじゃないかと思うんですけど、その辺はもう少し現地における状況というものをしっかり把握して協議を進めて、そして選択するということになるかと思います。

○熊谷大君 地元の要望はその二線堤を認めてくれということを要望しているんです。それを是非お心の中にとどめておいてください。

復興庁の話に戻ります。

三月五日より株式会社東日本大震災事業者支援機構が開始されました。私も多くの被災事業者にこのパンフレットを配って、何十年も頑張ってきた会社諦めないで、この二重ローンの救済法案を根拠にした機構、これで二重ローンの救済されるから頑張っていて、ここに相談して一緒に復活しようよというようなことを投げかけさせていただいておりました。それが発足して始まった。私も、関係者、関係機関、みんなよくこの内容を勉強しているんだなと思っておりました。

しかし、相談に行った私の知り合い、その関係機関に行って何と言われたか。この法案、二重ローンの救済のは自公が作ったから我々は分かりませんと言われたというんですよ。それで帰されてきたというんですよ。普通、復興庁が立ち上がってこういうことが所掌にあれば、全て情報は行き渡っているはずでしょう。それはひどくないですか。ちょっとそういうクレーム上がっていないですか。

○国務大臣（平野達男君） もしそれが事実だとすれば、これはぎりぎり私の方でその現場の方に注意をしなくちゃならないというふうに思います。それはたしか、場所、仙台の方ですね。事実関係は私の方で責任を持って確かめまして、もしそういったことであれば嚴重に注意し改善させます。

○熊谷大君 次にいきます。

いや、本当、大事なんです。グループ補助金に漏れた人とか、ほかの様々な支援を受けた人、その支援に引っかけられなかった人とかが最後のとりでだと思って、一年たって相談しに行ったらそういうふうに断られたと。これ、心折られる行為なんです。これを何とかしてほしい、改善してほしいということです。もう大臣、ちゃんとやってくれますね。

○国務大臣（平野達男君） 先ほどの言い方も、本当にもしそういう言い方されているということであれば、それ自体がもう重大なことでありますし、きっちり確かめてぎりぎりやらさせていただきます。

○熊谷大君 大臣、よろしくお願いします。

あと、一年が過ぎて仮設暮らしもやっぱり長くなりました。仮設は、御存じのとおり、プレハブ仮設とみなし仮設というものがあります。プレハブ仮設はイベントなんかがよく、多くなって非常にいろんな楽しみもあるということもあるんですけども、みなし仮設、こういったことはそうい

うイベントからも外れるし、情報もなかなか来ない。この改善、どういうふうになっておりますか。

○国務大臣（小宮山洋子君） 仮設住宅の居住環境については、厚労副大臣の下にプロジェクトチームもつくりまして、いろいろな形で今検討しています。

御指摘の民間賃貸住宅は、設備はどちらかというと仮設よりも整っているけど情報が来ない、そういう声もたくさん聞かせていただいていますので、今、被災自治体で民間賃貸住宅を含む仮設住宅に入居されている方の名簿を作成してまして、その名簿を基に被災者への情報提供などの支援を行っているところなんです。でも、まだまだ足りないという御指摘はあると思いますので、きちんと情報が届くように、厚生労働省としましても復興庁と連携をしてそこはしっかりと努力をしていきたいと思っています。

○熊谷大君 仮設は、御存じのとおり、原則二年間しかいられません。プレハブ仮設は前例として延長延長というのが続きました。しかし、みなし仮設の方々は鍵を渡された瞬間に出る期日までもう書かれてあるわけですよ。もう一年が過ぎているわけです。そのときに、じゃ、この後どうしよう、これ不安なんですよ。これ、延長できるんですか、それともプレハブ仮設に引っ越しすることはできるんですか。

○国務大臣（小宮山洋子君） それは一応原則二年となっていますけれども、それはもちろん復興住宅にしっかり移っていただければいいですが、なかなかそこがまだ進んでいない中で、それは状況に対応して延長ができるようにしたいというふうに思います。

○熊谷大君 それは、みなし仮設もそうというふうに受け取っていいんですね。

○国務大臣（小宮山洋子君） みなし仮設も全てでございます。

○熊谷大君 続いて、災害瓦れきについてお尋ねします。

私ども自民党青年局、私、局長代理をやっていますが、その青年局でも災害瓦れきをしっかりと全国で受け入れてもらうという運動を行っております。

最近、総理が、政府一丸となって取り組むということのを堂々と会見されました。私は、その会見のとき、もう一言言ってもよかったなというふうに思っております。それは、総理の私が地元の千葉県を説得して、率先して瓦れきを受け入れますと、その姿、私は会見であってもよかったと思います。いかがお考えですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 基本的なマインドは、それは持っているつもりでございますし、働きかけもやっておりますが、私の場合は、基本的に全国で広域処理が進むことをお願いをする立場でございますので、その取組を申し上げておりますが、気持ちの部分と、またいろんな電話作戦等々を踏まえてやらせてはいただいております。

○熊谷大君 気持ちだけでちょっと、本当に失笑になります。

いいですか、山本五十六長官だって、やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かぬと言っているんですよ。だから、リーダーとして率先して、やっぱり自分が、反対はあるけれども、自分が千葉県で受け入れると、説得して受け入れる、千葉県も被災地です、でもその被災地を超えて私が受け入れるということを表明してください。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 私が受け入れるというわけにはいかないんですが、地元でございますので、強い要請をさせていただきたいというふうに思います。

○熊谷大君 政府一丸ということですから、総理は、他の閣僚の皆さんにもそのようにお願いをされるんですね。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） これはもう累次の閣議で確認をしておりますし、閣僚のみならず、各省の政務三役にもその働きかけをお願いをしているところでございます。

○熊谷大君 総理、一つ分かっていたきたいのは、これ、政府がお願いします、お願いしますだけでは絶対動きません。なぜならば、基礎自治体の首長は、反対の意見があって、それが燎原の火のごとく広がったらリコールされるかもしれないんですよ。そういう政治的なリスクを負いながら、負いながらやろうとしてくれている方もいます。

その中で、政府が一丸となって、又は総理が率先してやってみせると、そういうような決意を会見で私はやらなければいけないと思いますよ。どうですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 基本的には、広域処理について、今御党の青年局でも運動していただいているということでございますし、様々なレベルで働きかけが強まってまいりました。一般の世論としても、総論では受け入れた方がいいのではないかという方が増えてきたと思うんです。

一番ネックになるのは、一つは、もうちょっとやっぱり理解を進めなきゃいけないのは、被災地に瓦れきがあって、そこは自己完結ではできないという状況に対する基本的な理解と、それから安全なものをお願いをするんだという、放射能の濃度に対する不安ですね、そういうものをしっかりと政府としては御説明をしながら、自治体の皆さんがリスクを背負っていただくときは我々も行って御説明をするし、放射能の濃度も測定をしたり、あるいは瓦れきの処理のコストについては被災地だけではなくて受入れ自治体についても支援するなど、そういうことをしっかりパッケージでお示しをし、丁寧な御説明をしていくことが大事だというふうに思います。

○熊谷大君 総理、そんな悠長なことを言っている時間あるんですか。まだ六%しか瓦れき処理できていなくて、この東日本震災に係る災害廃棄物の処理指針、マスタープランでは、二十六年の三月末までをめどに中間処理、最終処分するって言っているんですよ。そんなのできるんですか、今のような言葉で。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 決して悠長には考えておりません。政府全力で取り組んでいきたいというふうに思います。

○熊谷大君 そこで、政府には本当にこれは反省していただかなければいけないんですけども、なぜ瓦れきの受入れ処理、受入れに反対が出るか、これは政府が全く信頼されていないからなんですよ。基準も変わる、朝令暮改的に変わる、SPEED Iは全く情報を出さなかった、そうしたことがもろもろ重なって、政府は何か隠していると、隠蔽していると、これは政治不信なんですよ、政治不信。それをどのように払拭させていくかということをやりにながらじゃないとこの災害瓦れきの受入れは進まないんですよ。今のようにのりくらりと総理が言うような感じでは絶対進まないですよ。もっと強い決意を見せてくださいよ。

○国務大臣（細野豪志君） まず、自民党の皆さんに大変力強い御協力をいただいていることに関しては心より感謝申し上げます。

政府の説明が必ずしも受け止められていないということについては、これまでの政府の対応についていろいろ問題があったこともこれも事実でございまして、そのことは大変申し訳なく思っております。

ただ、一点だけ、基準は八千ベクレルというところで作りまして、それから一度も変えていないんです。これは変えるべきではないというふうに思っております。それを客観的にしっかりと皆さんにお伝えをすることがまだやり切れていない部分が、先ほど総理からも御答弁がございましたので、それをしっかりとやり切りたいというふうに思っております。

先ほど総理からの答弁を補足をいたしますが、総理にはいろんな首長の皆さんに、私からお願いをして、直接電話をしていただいています。そして、それは成果が上がっております。それに加えて、やはり個別に首長の皆さんに直接話しかけると、首長さんも皆さん災害で困ったときのことを、それぞれの皆さん経験をされている方多いですから、動いていただけるものというふうに考えております。私も、選挙区内で三つの自治体が手を挙げてくれています。

ですので、是非皆さんに、確かに苦しいところもあるんですが、御地元の皆さんに声を掛けていただけますように、改めてお願いを申し上げます。

○熊谷大君 細野大臣が登場されたので、細野大臣の話題に移りたいと思います。

細野大臣、昨年七月二十三日、宮城県の丸森町にお入りになりました。いろいろと視察をされましたが、そのときの記憶はありますか。

○国務大臣（細野豪志君） 非常によく覚えております。大臣になりました直後の時期でございまして、まだ丸森町には福島県の方も避難をされていて、大変よく覚えております。その中で、小さいお子さんをお連れのお母さん方が学校のことなどについても心配をされていたので、よく覚えております。

それもありましたので、丸森の皆さんについてはできれば健康について対応ということで、その後、宮城県の方と話をさせていただいて取組をさせていただいたということも含めてよく記憶しております。

○熊谷大君 その言葉をしっかりと守ってほしいですね。

細野大臣、二十三日に丸森町に入られてこういうふうに言っています。原発事故というどうしても福島県に目が行ってしまうが、福島県以外でも多くの人に迷惑を掛けていることを改めて確認した、県境で政策が変わることのないようしっかりと対応していく必要がある。この思い、変わっていませんか。

○国務大臣（細野豪志君） はい、変わっておりません。

その宮城県と様々な相談をさせていただいて、宮城県としては、いろんな専門家の話も聞いた結果、県全体では健康についての調査をする必要は必ずしもないという、そういう判断をされました。

ただ、丸森町というのは、ちょうど宮城県の中で一番南に突き出ておりまして、むしろ福島県にもう本当に囲まれたような地域になっております。ですから、そこはやった方がいいと私自身も思いましたのでお勧めをいたしまして、それで丸森町においては一月にホール・ボディー・カウンターを用いた内部被曝調査を行いました。その結果として全員が検出限界未満の値であったという報告を受けております。

丸森で皆さん検出限界未満だということですので、ほかの地区については全体としてやる必要はなかろう、大きな不安はなかろうということで、県全体としてのそういった取組は今のところ必要なしというふうに宮城県が御判断されているというふうに承知をしております。

○熊谷大君 大きな不安はないというふうにおっしゃっていますが、ほかの県南の地区も、これ、保健便り、ちょっと持ってきました。ある小学校の、県南の小学校の保健便りです。

四月から七月二十二日現在の保健室利用状況では、内科的症状で延べ人数四百六十九名。内科的症状では、頭痛、腹痛、鼻出血、これ鼻血ですね、順に多くということ、これ結果で出ているんですね。これ、県南でもやっぱりこういう症状が出ると心配になるんですよ。それにどういうふうに、本当に不安はないと言えますか。

○国務大臣（細野豪志君） 様々な不安を持っていらっしゃる方がおられることは、私も直接、そして間接的にいろんな方から伺っておりますので、やれることは何があるのかということについては常に国もしっかりと備えておかなければならないと思っております。

ただ、熊谷委員に是非御理解をいただきたいんですが、福島県も含めてそうなんですけれども、やはり地元の自治体がそれぞれある程度御判断をいただかないと、国が一足飛びになかなかできないという事情はあるんですね。そのことを考えたときに、宮城県においては、まず丸森について先

ほど申し上げたような対応をして、その後の対応については、科学的、医学的な観点からは現状では健康への影響は考えられず健康調査の必要性はないというふうな判断をされているということも、これも事実として是非御理解をいただきたいと思います。その中で、宮城県の方でこういう取組をとるということであれば、もちろん国として最大限の、一緒にやるということを取り組んでまいりたいと考えております。

○熊谷大君 細野大臣、基礎自治体からはちゃんと要望が出ているんですよ。その要望を待っているというんだったら、じゃ、ちゃんと要望が出ればしっかりやるんですね。

○国務大臣（細野豪志君） そういった取組はしておるんです。丸森の方からそういう要望が出ていましたので、それは何らかの対応をやったり考えた方がいいのではないかと私も思いました。したがって、宮城県と話をして実際にこういう形にしたんです。

ですから、できれば熊谷委員、宮城県選出でいらっしゃるので、県の方とも少しいろんな話をさせていただけないでしょうか。その中で私どももやれることはやりたいというふうに思っています。私どもの見解も宮城県と基本的には同様で、県全体で大規模な健康調査をするような状況では宮城県の場合はないというふうに考えておりますが、どう県民の皆さんに、不安に思っている方にこたえるのかということについては責任があるというふうに思っておりますので、様々な声があればそれには最大限対応していきたいというふうに思っております。

○熊谷大君 じゃ、十八歳未満の子供たちに、学校の校医、又は定期健診で検査を行ってほしいという要望がまとまって出てきたらしっかりと対応していただけるんですね、文科大臣。

○国務大臣（平野博文君） 議員御指摘のようにいろんな心配があるということですから、私どもとしては放射線から子供を守ると、こういう考え方に立っております。具体的にそういう御要望が出てくればその時点で対応していきたいと、かように考えております。

○熊谷大君 厚労大臣はいかがですか。

○国務大臣（小宮山洋子君） 先ほど細野大臣がおっしゃったように、今宮城県全体としては健康調査の必要はないというふうないろいろなデータから専門家の方がまとめられたということですが、丸森の方の保護者の方とは私も直接お会いをいたしまして、どういうことが心配かということも伺っています。そういう意味では、必要な対応は取りたいと思いますし、現在も宮城県含む各地で保健師、看護師、そして保育士などを対象といたしました放射線と健康に関するセミナー、これを開催をいたしまして、なるべくいろいろな方から説明をしていただけるようにしているところです。

○熊谷大君 あのね、データ、数値、数、これはいいですよ。安心なんです、皆欲しいのは。それを拭うのはこの政治不信のある政府の中ではなかなか難しいから、しっかり対応しろということを私は言っているんですよ。それはちゃんとできますか、細野大臣。

○国務大臣（細野豪志君） そのことはもうおっしゃるとおりだと思います。先ほど大きな不安は

あるような状況ではないと申し上げましたが、それは客観的にはそうなのですが、やはりそれぞれの皆さんの心情を思えば、子供を何とか守りたいというそういう方々の非常に強い思いと不安があるということでございますので、そうした皆さんの思いにこたえられるようにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○熊谷大君 以上です。ありがとうございます。

180-参-文教科学委員会-3号 平成24年03月22日

○熊谷大君 平野大臣にお尋ねします。昨日、午前中はどちらにいらっしゃっていましたか。

○国務大臣（平野博文君） 私は、大阪の甲子園に行っておりました。

○熊谷大君 何も問い詰めるとか、そういう話ではございません。私は、昨日の午前中、本会議が参議院の方で入っておりましたので、残念ながら石巻工業高校の阿部翔人君の選手宣誓をちょっと聞けなかったんですけども、私は、選手宣誓、彼の行った宣誓、この文章をちょっと今朝読んだんですけども、非常に名文中のこれは名文なんじゃないかなというふうに思って今日読んでおりました。

ちょっと一節を紹介させていただきたいんですけども。東日本大震災から一年、日本は復興の真っ最中です。被災をされた方々の中には、苦しくて心の整理が付かず、今も当時のことや亡くなられた方を忘れられず悲しみに暮れている方がたくさんいます。人は誰でも答えのない悲しみを受け入れることは苦しくてつらいことです。しかし、日本が一つになり、その苦難を乗り越えることができれば、その先に必ず大きな幸せが待っていると信じています。だからこそ、日本中に届けます、感動、勇気、そして笑顔を見せましょう、日本の底力、きずなを。我々高校球児ができること、それは、全力で戦い抜き、最後まで諦めないことです。今、野球ができることに感謝し、全身全霊で正々堂々とプレーすることを誓います。これを、大臣、間近に聞かれてどのような感想を持たれたか、お聞かせください。

○国務大臣（平野博文君） 私も、国会での答弁がたまたまその時間帯がなかったということもあり、特に今回、被災地の方からも何校か頑張って選抜の甲子園大会に出られると、そんな思いも含めまして、何としても我々としても、あの球児の今日までの厳しい中でも頑張っておこまで、甲子園まで上がってきたと、この思いを私自身も共有しながら国民の皆さん全体にそのことを伝えたいと。私、挨拶の中であえて伝えました。

彼が宣誓をされたんですが、やっぱり涙の出る思いで、我々大人がもっとしっかり頑張らなきゃならないと、こういうふうに決意をさせていただいたところでございます。

○熊谷大君 まさしく大臣のおっしゃるとおり、大人が頑張らなくてはいけない、その背中ですっかりと復興を担っていかなければならないということを私も本当にそのように感じた次第でございます。

その中、同時に、昨日の夕刊でしょうか、震災の関連死が六百人を超えるという、大変痛ましい、そして我々は反省しながらその事実を重く受け止めていかなければならないことも事実でございます。

そんなさなか、一年を振り返りまして、先ほど上野委員からもありましたが、SPEEDIの問題、また、私は本日、健康調査の問題について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

では、質問に入ります。宮城県の地元の新聞社で河北新報社というのがあります。昨年の三月の十三日に、小さな記事ですが、宮城県の女川原発の敷地内にあるモニタリングポストで放射性物質を検出したと小さく掲載されておりました。それについて分かっていることを、保安院、お答えください。

○大臣政務官（中根康浩君） 熊谷議員からの女川原発の状況についての御質問にお答えを申し上げます。

昨年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により東北電力女川原子力発電所では、一号機から三号機は自動停止し、地震及びその後の津波により電気設備や冷却用海水ポンプ等の一部に被害は出たものの、十二日未明までには全ての原子炉が冷温停止となり、外部への放射性物質の放出はありませんでした。しかしながら、十二日二十三時ごろから、東京電力福島第一原子力発電所の影響によるものと思われる放射線量の上昇が女川発電所で確認をされ、通報基準である毎時五マイクロシーベルトを超えたことから、十三日十二時五十分原子力災害対策特別措置法第十条に基づく通報が東北電力から経済産業省になされたところでございます。

これを受け、東北電力においては、原子力事業者防災業務計画に定める第一緊急体制を発令し、放射線量の監視を強化し、関係者にもその状況を通報、連絡していたところでございます。

女川発電所周辺の放射線量は、三月十三日一時五十分最大毎時二十一マイクロシーベルトを観測いたしました。その後、線量は下がり続け、三月十五日二十三時二十分に通報基準である毎時五マイクロシーベルトを下回り、五月十七日ごろから毎時〇・二マイクロシーベルト程度で安定した状態が継続したことから、六月十三日、東北電力は第一緊急体制を解除したということでございます。

以上です。

○熊谷大君 ありがとうございます。原子力災害対策特別措置法では、その十条通報でございますが、十条通報というのはどういうもので、もうちょっと詳しくお願いしたいんですけども、それが発出されたならば国、各自治体はどのように対応しなければならないのか、教えてください。

○大臣政務官（中根康浩君） 原子力災害対策特別措置法第十条におきましては、原子力事業所の区域の境界付近において毎時五マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたこと等の事象が発

生した場合は、原子力事業者は直ちにその旨を国及び関係自治体に通報しなければならないとされておりまして。

また、原子力災害対策特別措置法第十五条におきましては、第十条の規定により受けた通報において、毎時五百マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたこと等の事象が発生した場合は、内閣総理大臣は直ちに原子力緊急事態宣言を発するものとされているところでございます。

○熊谷大君 女川で検出されたのはあくまでも十条通報レベルで、十五条は福島ということでしょうか。

○大臣政務官（中根康浩君） はい、そのとおりです。

○熊谷大君 この、先ほどおっしゃられた第一緊急体制、この第一緊急体制というのはどのような体制なのでしょうか、教えてください。

○大臣政務官（中根康浩君） 原子力事業者防災業務計画というものが女川原子力発電所において東北電力によって作られておりまして、その第二章、原子力災害予防対策の実施、第一節の別図二の一というところに原子力防災組織の業務分掌という表が作られておりまして、その、原子力防災管理者、発電所長が本部長となって、情報班というところがあって、その九項目めに、原子力災害合同対策協議会における緊急事態、応急対策についての相互協力という項目、あるいは総務班というところ、それから広報班の異常事態が発生した場合における当該異常事態に関する広報、技術班の四、異常事態が発生した場合における当該異常事態に関する情報の収集、こういった項目に当てはまった場合に第一緊急事態ということに当てはまるということでございます。

○熊谷大君 ちょっとよく分からなかったんですけども、とにかく緊急体制に備えて情報収集又はしっかりとモニタリングするということだというふうに思うんですけども、その第一緊急体制、十条通報が発出されて第一緊急体制がしかれて、その事実、どのくらい宮城県民に当時しっかりと伝えられたのか、情報が伝達されたのかという、これ、分かりますか。

○大臣政務官（中根康浩君） 女川原子力発電所から自治体に通報がなされているということでございます。

○熊谷大君 自治体は十条通報でしっかりとやらなければいけないんですけども、それが各自治体の住人又は県民にどれくらい知らしめられているのかということを確認しているんですけども、分かりますか。分からなければ分からないで結構です。

○大臣政務官（中根康浩君） 今この場ですぐに詳細な数字をお示しすることができませんので、後ほど御報告するようにいたします。

○熊谷大君 確認します。女川原発では、女川原発自体は何の損傷もその地震では受けなかったけれども、漏えいもなかったけれども、どうも福島第一原発の水素爆発の起因によって出てきた放射

性物質をその敷地内のモニタリングで感知したと、検出したと、その数値は五マイクロシーベルトから最大二十一マイクロシーベルトまで上昇した、これでよろしいですか。

○大臣政務官（中根康浩君） 今、熊谷議員御指摘のとおりでございます。

○熊谷大君 それでは、教えていただきたいんですけれども、福島第一原子力発電所から女川原発までどのくらいの距離がありますか。

○大臣政務官（中根康浩君） 申し訳ありませんが、具体的な、正確な数字を今すぐに申し上げることができませんが。

○熊谷大君 これも昨日打合せしていたはずなんですけれども、大体百二十キロあります。その百二十キロ離れているということをどのように解釈したらいいのかということが私もちょっととても悩むわけなんでございますが、まずは、この百二十キロの距離を放射性物質が北上してきた。当然これは風の影響、とてもあると思います。

気象庁、このときの風の流れはどのようになっていたか教えてください。

○政府参考人（西出則武君） 当該時間帯におきまして、気象庁のアメダスでは、地震、津波等によります大規模な停電、回線障害等により東北地方の沿岸部を中心に風の観測データが得られておりません。しかしながら、気象庁では、周辺のアメダスでありますとか上空の風の観測データなどを活用して一時間ごとの風の推定を行っております。これによりますと、三月十二日二十三時前後、福島県から宮城県の沿岸部ではおおむね北北東の方向へ向かう風が吹いていたというふうに推定されます。

○熊谷大君 北北東。これはなぜこういうことを聞くかということ、先ほど上野委員からもありましたように、当時SPEED Iが全く情報を取れなかったものですから改めて気象庁さんに確認をしているんですけれども、北北東ということは、北に向かっていったということよろしいですか。

○政府参考人（西出則武君） 福島県から宮城県の方に向かう南寄りの風という意味でございます。

○熊谷大君 今の説明からたどっていくと、もちろん風に県境はございませんよね。

○政府参考人（西出則武君） そのとおりでございます。

○熊谷大君 風でございますので、風に任せて縦横無尽に放射性物質が拡散していつている、又は流れに乗っていつて各地に放射性物質をぱらぱらと置いていくということ、で、福島原発から約百二十キロ離れた女川原発の敷地内でも検出されたと。値は低い、といっても第一緊急体制を取らなければならぬ状態だった。その緊急体制が解除されたのは六月、つまり三か月以上もたつてのことであったわけでございます。

この三月から六月の間、何があつたかといえば、宮城県県南でセシウム、丸森町で五月に牧草か

らセシウムが検出されております。記憶にある方も多いと思います。続いて、県北の大崎市、栗原市、ここで稲わらからセシウムが検出をされております。栗原市は福島第一原発から約百五十キロ離れているところでございます。この風が北へ向かって吹いて、野外に人が当時いる状態であったとしたらどういう状態になったか。風は何も上、空の上だけに吹いているわけではありませんよね。地上にも、陸地にも吹いているわけですよ、気象庁予報部長、お答えください。

○政府参考人（西出則武君） 今、先ほど御説明したのは主に地上付近の風という意味でございます。

○熊谷大君 ありがとうございます。皆様には是非当時を振り返っていただきたいんですけども、三月十一日当日、発災以降、しばらく停電をしていて、重要な情報源であるテレビがほとんど見られない状態でありました。その情報源が得られないときに、ここが非常に重要なところなんですけれども、被災地では食料を求めて長い行列が商店の前につくられておりました。商店という商店の周りには、皆行列を成してお店に食料を求めて待っている人の姿が多く見受けられました。つまり、多くの人が野外にいたと、屋外にいたということでございます。この事実、どのように認識されますでしょうか。経産省、お答えください。

○大臣政務官（中根康浩君） 食料につきましては、その時点では放射性レベルが基準以上のものになっていなかったという認識でございます。

○熊谷大君 食料の放射性レベルについて言っているんじゃないくて、その当時、風が吹いて、南から北に流れているときに、屋外に食料を求めて商店の前に並んでいる人がいましたと。その状況についてどのように思われますかということをお尋ねしているんです。どうぞお答えください。

○大臣政務官（中根康浩君） 申し訳ありませんでした。屋外で人が行列を成していると、その間に放射性物質を吸引してしまうのではないかとのおそれがあったということは恐らく推測される場所だろうと思います。

○熊谷大君 今話を聞いて、平野大臣、どのように聞いておりましたか。

○国務大臣（平野博文君） その当時の状況というのは私も正確に把握はいたしておりませんが、そういう事実認識に基づいて、そういう風が吹いている、そういう意味で、福島の水素爆発が起こったということでききますと、どれだけの量がどういうふうになっているかということは承知をいたしておりませんが、そういう意味で、外に並んでおられるということについて言いますと、ある意味、放射性物質に触れているということは可能性はあると私は認識いたします。

○熊谷大君 そういった状況で、官房長官は、人体に影響がないということを繰り返し発表をしておりました。

この前、予算委員会でも紹介させていただきました保健便り、ある県南の、宮城県の南部の学校、小学校が出した保健便りの一節ですね。ちょっとまた読ませていただきます。保健室の利用状況に

ついてでございます。

四月から七月二十日現在の保健室利用状況では、内科的症状で延べ人数四百六十九名が利用しました。内科的症状では、頭痛、腹痛、鼻出血の順に多く、鼻出血というのはこれ鼻血のことですね、外科症状では擦り傷、打撲、虫刺されが順に多かったということで書いてありますが、平野大臣、この事実もう一度、どのようにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣（平野博文君） 特にそれは放射能に浴びたから云々ということじゃなくて、やっぱり精神的なストレス、やっぱり自らの心配を含めてそういう健康診断を受けようと、こういう精神的なストレスを含めての症状の結果がそういう数字なのかなど、こういうふうには思います。

○熊谷大君 大臣、おっしゃるとおりで、心配なんです。心配なんです。それをさっきの予算委員会でも問うたわけでございます。

そのとき大臣は、非常に私は踏み込んだ内容を答弁してくれたなど、いわゆる学校でしっかりと義務教育期間に健康調査を宮城県であってもしていただけないかということをおはそのとき質問でさせていただきました。平野大臣は、このように申しております。議員御指摘のようにいろんな心配があるということですから、私どもとしては放射線から子供を守る、こういう考え方に立っております。具体的にそういう御要望が出てくればその時点で対応していきたいと、かように考えておりますというふうにおっしゃっております。

その考えは変わっておりませんね。

○国務大臣（平野博文君） 先生からのそういう御指摘を含めて、私自身は文科省としてやっぱり子供を守っていくと、こういう視点でございます。

そういう意味におきまして、当然これは文科省が直接ということよりも当該の自治体の御協力なければできませんし、自治体のやっぱり御要望を踏まえて対応したいということを御答弁申し上げました。

○熊谷大君 さっきも申し上げましたが、自治体からは意見書も含めて様々な形で要望が上がっております。私は後日文科省に確認をしました。大臣がこういう答弁したからしっかりと対応してくれということをお話したら、何と返ってきたかということ、各学校単位での検査は、機器、専門医等特殊なので全部というのは現実的に難しい、県より要望が出されれば文科省として考えなければならぬと。事実上これどういうふうには受け止めたらいいいですかね、大臣。

○国務大臣（平野博文君） 自治体というのは公共団体のことも含めてだと私は思っていますが、やっぱりこれは私どもとしては、そういう御心配があるということでやるならば、やっぱり県民を守る、各市町村が村民、町民を守ると、こういうことでやっぱり県としっかりと連携を取ってもらって私どもの方にそういう御要求を、実は三県から、こういう御要望ということは具体的なところは無いんですが、そういう健康の心配についてと、こういう御要望がございます。

ただ、これは先生も御案内のとおり、あらゆる医療機器をそろえていくというのはなかなか不可

能なことでございますが、できる限りそういう御心配をなくしていくという知恵はやっぱりそういう意味では絞らなきゃならないと思っていますし、是非、先生におかれても地元の方からそういうお声があると、県の方を含めて御指導いただければ、私どもとしては、それは県の問題だと、こんなことでやるつもりはありません。やっぱり子供を守っていくためにお互いに知恵を絞ってやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○熊谷大君 ありがとうございます。

もう大臣おっしゃるとおりで、とりわけ子供たちというのは非常に感受性が強いというふうに言われております。その中で、情報が閉ざされた中、屋外に食料を求めて親御さんと一緒に不安ながら付いて行って、そういった気流の流れの中にいたということも事実でございます。そうした状況に置かれたら、親としては、保護者としては、やっぱり自分のことはまだよくても、小さな子供のことから、何とかその子供の健康調査のみはしてほしいと。しかも、丸森町は非常に積極的に細野大臣にも入っていただきましたので、国の補助が入った点もあります。しかし、県南の方では、これなかなか全体的な動きにまだならなくて、不安を抱えているんだけども調べられないという状況が続いております。

それはなぜかという、国に放射線量の安全基準を明確化してほしいというようなことを県は要望で出しております。しかし、残念ながら、なかなか申し込んでもその基準の明確化をしてくれない又は基準値を出してくれないということで、業を煮やして各自治体が、宮城県有識者会議を開催いたしまして、事故被害対策実施計画を策定しております。その要項の中でも、健康不安への配慮として、原発事故に伴う健康不安払拭への取組について、引き続き、国の責任と判断において、健康への影響や対応方針などについて早急に示すように求めますというふうに書かれているんですね。

これ、地域の要望とか県の要望とかということじゃないですね。国がしっかりとした基準を出してほしい、示してほしいということですよ。いかがでしょうか。

○国務大臣（平野博文君） これは国という立場で受ければそういうことになるだろうというふうに思ひます。これはもちろん政府として、文科省として云々というよりも政府としてどう対応するかということにかかわろうかと思ひております。

私ども、この委員会におきましても、特に学校の関係については、特段私の責務においては、やっぱり子供さんをしっかり守るための知恵をみんなと協力して出していきたいということは、私、再三申し上げてきているところでありますが、このレベルだったら大丈夫であるとか、これはなかなか言いづらい部分があるわけでありまして。したがって、厚生労働省含めて一定の基準を政府として決めて、その基準を決めるということと同時に、よりその基準値をいかに少なくしていくかというのは、いろんな環境整備、ハード、ソフト含めてやっていくということが今求められているわけでありまして。

文科省としても、そういう思いでは、学校環境においては一ミリシーベルトと、こういうことを言っておりますが、それよりも更に少ない数値でなるようにこれからも努力をしていかなきゃならないと、こういうふうに思ひています。

○熊谷大君 大臣、思いというのはよく分かるんですけども、もう一年たっているんですね。しかも、文科省は最初二十という数字をぼんと出してしまったんですね。それ以来、保護者の皆さんからはなかなか、本当に大丈夫だろうかという、事信頼、信用という点では、まだその信用を

獲得するという段階には至っていないわけです。

その中で、思いがあつてというふうな大臣の答弁があるよりも、じゃ、しっかり義務教育機関では健康調査をしますと。心配なところ、地域の親御さんの意見をまとめてくれればというふうにおっしゃっていましたが、要望が出てくれればというふうにおっしゃっていましたが、しっかりと学校で対応しますと。学校というのはコミュニティーの中心地ですから、特に田舎に行けば行くほど。そういうところを大臣が積極的に発言をして、そして乗り出していかないと、これはやっぱり親御さんは不安で不安でしょうがない、また不安が増加していただけないと思います。

さらに、給食で、今学校の給食をまだ取らない、子供たちに食べさせないという親御さんも多くございます。特に、牛乳に関しては、牛乳は飲ませない、飲ませないでくれという親御さんも多々いらっしゃいます。

そういったことで、本当にその不安解消というところにその今の大臣の御答弁でつながるのか、私は大変疑問だというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（平野博文君） 大変、ちょっと奥歯に物の挟まったような言い方に聞こえたかも分かりませんが、文科省としては、これは文科省単独で云々というのはなかなかありません。しかし、学校の施設を提供したりしながら、しっかりと県並びに地方自治体と連携をしながら、そういう健康不安について、やっぱり文科省としてできることはやっていきますというメッセージは私は出していきたいと思っております。

○熊谷大君 具体的に、メッセージだけじゃなくて、具体的にどういうふうにするんですか。

というのは、大臣、大臣、ちょっと聞いてください。大臣、僕は所信の中ですばらしいと思って聞いたのは、やっぱりチルドレンファーストだと、その理念を持ってやるというふうな、おっしゃった。でも、今のその後ろ向きな答弁だと、私はチルドレンレーターという感覚でしかとらえられないんですよ。その腰の重さですよ、腰の重さが今どういうふうになっているかということ、ちょっと一例紹介をします。

先日、仙台市内でベラルーシ製のホール・ボディー・カウンターを置いて内部被曝の数値を出すという測定所がこれオープンしたんですね。そこは何も検査はしません。検査はしません。医療行為もちろんしません。ただ機材を置いて、そこで代価を払って測定値を出す、数値を出すということです。食品の放射性の検査も出す機材も置かれております。ただ機材を置いて、どうぞ測定してくださいというような測定所なんですけれども、この測定所を開設された方は善意でももちろん行っております。開設して二日で八十件以上の問合せがありました。子育てをしている親御さん、妊婦の方からの問合せが圧倒的に多かったということです。

ちょっと、この問合せの件数の多さ、そして開設者にお会いしに行ったときも事務所では電話が鳴りっぱなしという状態でございます。これをどういうふうにとらえるかなんですね。そちらにお座りの大臣の皆さん、執行部の皆さんはもうお分かりだと思うんですけども、不安なんですよ。この不安を取り除くのが行政の役割、しなきゃいけないことなんです。これ、もし、この測定所を開設した人は善意でやっているから今いいと思いますよ。でも、これ、国がしっかりとてこ入れしてやらないと、これ悪意を持った人が出てきたらどうなりますか。物すごく悪影響になると思いま

せんか。測定して、あっ、これはまずいですよ、じゃうちのもの、これ健康食品買ってくださいとか、そういうふうな、出かねないですよ。簡単に想像できるじゃないですか、任せていけば、それは不安なんだから。さらに、食品、食材の検査もできるということで、もし、これ上の数値が出た、どうやって処理するんですか。どこに管理すればいいんですか。もしかしたら、ただそこら辺に捨てていくかもしれませんよ、任せていたら。

こういうことこそ公とか国が、政府が、行政が率先して大臣、やらなきゃいけないことじゃないですか。

○国務大臣（平野博文君）　そういう悪意に満ちたことがもし行われるとしたら、それはとんでもないことだと思っています。基本はやっぱり、そういう不安に対して適切に、その不安解消に向けてどういうアクションプランを作ってやるかということに私は基本は尽きるんだろうと、こういうふうに思います。

そういう中で、私どもの文科省としては、学校の施設を使っていただく中で、例えば学校施設を貸し出すとかそういうことを含めて、子供さんの健康の部分は当該県と、あるいは自治体と相談しながら、御要求に合わせて、具体的に御相談あれば進めていくということは検討したいと思っています。

○熊谷大君　具体的に学校施設を貸すというのは大変踏み込んだ発言だというふうに思うんですけども、その先なんですよね、先。

結局は、場所を貸したとしても、それを検査する人、測る人、そしてその測った結果出てきた数値を評価する人、これいないと何にも回っていかないわけですよ。ただ学校は場所を貸します、どうぞ測ってください、でも評価する人いません、その数値だけ見てもどういうふうに判断したら、分からない。これどういうふうにすればいいんですか。

○国務大臣（平野博文君）　それにつきましては、今、例えば福島だったら福島県立医大の中で、そういう健康調査のデータを含めて、本当に大丈夫なのかというチェックも掛けておりますし、また、私どもの政府の機関でも、そういう数値が出てくればどういう状態なんだということについてしっかり支援、協力はしていかなければならないと、こういうふうに思っています。

○熊谷大君　大臣、今、福島医大の方のお話言及されましたが、その福島と宮城、栃木もそうだと思います、県境でそれが区切られているから今こう問題に私は挙げているんですよ。

先ほど気象庁の方にも答弁していただきましたが、当時の風の状態だったら、それはやっぱり県境で区切らないでいただきたいんですよ。そこで政治が、行政が何か県境で区切ったりするから、我々は非常に不安を持つし、保護者の皆さん、親御さんは事子供に関することだから不安になるんですよ。何か放射能イコール福島、これは福島にとっても良くないことだと思います。でもそれを、等式、イコールで結ぶことを是非やめていただきたい。これは文科省ができること、それは県境で何か政策とか行政の仕組みを区切るのではなくて、やっぱり広域で見られるから役割又は価値が

あるんであって、そこをしっかりと大臣にやっていただきたいんですよ。

○国務大臣（平野博文君） 議員の御指摘はよく分かりました。これもまさに地方公共団体にとしっかりとそのことを言うていただいて、公共団体から具体的にこういうことだということであれば我々できることはやらせていただくと、こういうことでよろしゅうございますか。

○熊谷大君 何かこう、地方公共団体からと、なぜ平野大臣からということができないんですかね。

○国務大臣（平野博文君） これは、やっぱり何をおいてもその地元のことが一番よく分かり、地元の実態を一番つかんでおられるのは地方公共団体ですから、その要請をしっかりと御要望を受けてやらせていただくというのが私は基本だからそういうふうに申し上げているところであります。

○熊谷大君 本当に大臣、ここは本当に大臣のその率先力を、いわゆるリーダーシップを見せてほしいんですよ。もちろん、地域のことは、民主党さんは地域主権だ地域主権だと、地域で決められることは地域でということをおっしゃっていますが、でも、やっぱりこういった広域にまたがる災害というのは地域でまばらに又は基準を決められたら逆に困るんですよ。そこを国が表に、総理も瓦れき処理では国が一步も二歩も前に出てということをおっしゃっています。だから、事放射能の健康調査に関しては、文科省又は政府が一步も二歩も三歩も前に出ますよということを表明しなきゃ僕はいけないと思うんですよ。いかがでしょうか。

○国務大臣（平野博文君） あくまでも、私は申し上げることは、決して国が後ろへ引いているということではなくて、やっぱり地方公共団体がしっかりとその現実を踏まえてもらって、我々国としても一体となって物事を解決をしていくと、この姿勢が一番大事だろうというふうに思っていますから、そういう意味では一体となって対応するように努力したいと思います。

○熊谷大君 意見書も議会で採択されているわけですよ。やっぱり国が積極的に関与してほしいと。子供たちの健康影響の調査の実施については、これもまた繰り返しになりますが、国の責任と判断において健康影響調査の実施の必要性や対応方針について明確な基準を早急に示し、調査を実施することということ出ているんですよ。それを地域の実情、地域が一番分かっているからと。これ、地域はもういつでもレディーの状態になっているんですよ。あとは国がどういうふうに出るか又はちゃんと基準を出してくれるかということを残念ながらこれは待っているしかないんですよ。

ここでやっぱり一步も二歩も前に出ていただかないと、どうしてもこれは進まないんですよ。子供たちはどんだん時間だけがたってしまうことを待ってしまうし、どんだん不安が広がっていく。

まあちょっと関連付けるのはおかしいかもしれないですけども、震災の関連死、出ましたよね、六百人以上。しかも、それがやっぱり復興が遅い又は震災の検証をしっかりとしていない、そういうところからきている、国が一步も二歩も前に出ていないところからきているんですよ。僕はそういうふうにとらえています。それは文科大臣にもしっかりと踏まえて行政というものをやっていただきたい。いかがでしょうか。

○国務大臣（平野博文君） 委員から、今の現状を見ると国がもっとしっかりと前へ進めろと、こういう御指摘だと思います。これは十分であるということは私自身思っておりません。いろんな課題がこれからも出てこようと思っけていますから、より先生の御指摘を踏まえながら、関係省庁と十分連携して国がもっと前へ出るように私も努力してまいりたいと、かように思っています。

○熊谷大君 ありがとうございます。済みません、時間がなくて、キャリア教育等々、就労支援、若者の就労支援等々にもちょっと取り扱いたかったんですけども、今回はごめんなさい、あと次回にまたさせていただきたいと思っけています。ありがとうございます。

180-参-文教科学委員会-3号 平成24年03月22日

○熊谷大君 平野大臣にお尋ねします。
昨日、午前中はどちらにいらっしてましたか。

○国務大臣（平野博文君） 私は、大阪の甲子園に行っておりました。

○熊谷大君 何も問い詰めるとか、そういう話ではございません。

私は、昨日の午前中、本会議が参議院の方で入っておりましたので、残念ながら石巻工業高校の阿部翔人君の選手宣誓をちょっと聞けなかったんですけども、私は、選手宣誓、彼の行った宣誓、この文章をちょっと今朝読んだんですけども、非常に名文中のこれは名文なんじゃないかなというふうに思っけて今日読んでおりました。

ちょっと一節を紹介させていただきたいんですけども。

東日本大震災から一年、日本は復興の真っ最中ですよ。被災をされた方々の中には、苦しくて心の整理が付かず、今も当時のことや亡くなられた方を忘れられず悲しみに暮れている方がたくさんいます。人は誰でも答えのない悲しみを受け入れることは苦しくてつらいことですよ。しかし、日本が一つになり、その苦難を乗り越えることができれば、その先に必ず大きな幸せが待っていると信じています。だからこそ、日本中に届けます、感動、勇気、そして笑顔を。見せましょう、日本の底力、きずなを。我々高校球児ができること、それは、全力で戦い抜き、最後まで諦めないことですよ。今、野球ができることに感謝し、全身全霊で正々堂々とプレーすることを誓います。

これを、大臣、間近に聞かれてどのような感想を持たれたか、お聞かせください。

○国務大臣（平野博文君） 私も、国会での答弁がたまたまその時間帯がなかったということもあり、特に今回、被災地の方からも何校か頑張っけて選抜の甲子園大会に出られると、そんな思いも含めまして、何としても我々としても、あの球児の今日までの厳しい中でも頑張っけてあそこまで、甲子園まで上がってきたと、この思いを私自身も共有しながら国民の皆さん全体にそのことを伝えたいと。私、挨拶の中でもあえて伝えました。

彼が宣誓をされたんですけど、やっぱり涙の出る思いで、我々大人がもっとしっかりと頑張らなきゃならないと、こういうふうに決意をさせていただいたところでございます。

○熊谷大君　まさしく大臣のおっしゃるとおり、大人が頑張らなくてはいけない、その背中できっかりと復興を担っていかなければならないということを私も本当にそのように感じた次第でございます。

その中、同時に、昨日の夕刊でしょうか、震災の関連死が六百人を超えるという、大変痛ましい、そして我々は反省しながらその事実を重く受け止めていかなければならないことも事実でございます。

そんなさなか、一年を振り返りまして、先ほど上野委員からもありましたが、SPEEDIの問題、また、私は本日、健康調査の問題について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

では、質問に入ります。

宮城県の地元の新聞社で河北新報社というのがあります。昨年三月の十三日に、小さな記事ですが、宮城県の女川原発の敷地内にあるモニタリングポストで放射性物質を検出したと小さく掲載されておりました。それについて分かっていることを、保安院、お答えください。

○大臣政務官（中根康浩君）　熊谷議員からの女川原発の状況についての御質問にお答えを申し上げます。

昨年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により東北電力女川原子力発電所では、一号機から三号機は自動停止し、地震及びその後の津波により電気設備や冷却用海水ポンプ等の一部に被害は出たものの、十二日未明までには全ての原子炉が冷温停止となり、外部への放射性物質の放出はありませんでした。しかしながら、十二日二十三時ごろから、東京電力福島第一原子力発電所の影響によるものと思われる放射線量の上昇が女川発電所で確認をされ、通報基準である毎時五マイクロシーベルトを超えたことから、十三日十二時五十分原子力災害対策特別措置法第十条に基づく通報が東北電力から経済産業省になされたところでございます。

これを受け、東北電力においては、原子力事業者防災業務計画に定める第一緊急体制を発令し、放射線量の監視を強化し、関係者にもその状況を通報、連絡していたところでございます。

女川発電所周辺の放射線量は、三月十三日一時五十分最大毎時二十一マイクロシーベルトを観測いたしました。その後、線量は下がり続け、三月十五日二十三時二十分に通報基準である毎時五マイクロシーベルトを下回り、五月十七日ごろから毎時〇・二マイクロシーベルト程度で安定した状態が継続したことから、六月十三日、東北電力は第一緊急体制を解除したということでございます。

以上です。

○熊谷大君　ありがとうございます。

原子力災害対策特別措置法では、その十条通報でございますが、十条通報というのはどういうもので、もうちょっと詳しくお願いしたいんですけども、それが発出されたならば国、各自治体はどのように対応しなければならないのか、教えてください。

○大臣政務官（中根康浩君）　原子力災害対策特別措置法第十条におきましては、原子力事業所の区域の境界付近において毎時五マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたこと等の事象が発生した場合は、原子力事業者は直ちにその旨を国及び関係自治体に通報しなければならないとされております。

また、原子力災害対策特別措置法第十五条におきましては、第十条の規定により受けた通報において、毎時五百マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたこと等の事象が発生した場合は、内閣総理大臣は直ちに原子力緊急事態宣言を発するものとされているところでございます。

○熊谷大君 女川で検出されたのはあくまでも十条通報レベルで、十五条は福島ということでしょうか。

○大臣政務官（中根康浩君） はい、そのとおりです。

○熊谷大君 この、先ほどおっしゃられた第一緊急体制、この第一緊急体制というのはどのような体制なのでしょうか、教えてください。

○大臣政務官（中根康浩君） 原子力事業者防災業務計画というものが女川原子力発電所において東北電力によって作られておまして、その第二章、原子力災害予防対策の実施、第一節の別図二の一というところに原子力防災組織の業務分掌という表が作られておまして、その、原子力防災管理者、発電所長が本部長となって、情報班というところがあって、その九項目めに、原子力災害合同対策協議会における緊急事態、応急対策についての相互協力という項目、あるいは総務班というところ、それから広報班の異常事態が発生した場合における当該異常事態に関する広報、技術班の四、異常事態が発生した場合における当該異常事態に関する情報の収集、こういった項目に当てはまった場合に第一緊急事態ということに当てはまるということでございます。

○熊谷大君 ちょっとよく分からなかったんですけども、とにかく緊急体制に備えて情報収集又はしっかりとモニタリングするということだというふうに思うんですけども、その第一緊急体制、十条通報が発出されて第一緊急体制がしかれて、その事実、どのくらい宮城県民に当時しっかりと伝えられたのか、情報が伝達されたのかという、これ、分かりますか。

○大臣政務官（中根康浩君） 女川原子力発電所から自治体に通報がなされているということでございます。

○熊谷大君 自治体は十条通報でしっかりとやらなければいけないんですけども、それが各自治体の住人又は県民にどれくらい知らしめられているのかということを確認しているんですけども、分かりますか。分からなければ分からないで結構です。

○大臣政務官（中根康浩君） 今この場ですぐに詳細な数字をお示しすることができませんので、後ほど御報告するようにいたします。

○熊谷大君 確認します。

女川原発では、女川原発自体は何の損傷もその地震では受けなかったけれども、漏えいもなかったけれども、どうも福島第一原発の水素爆発の起因によって出てきた放射性物質をその敷地内のモニタリングで感知したと、検出したと、その数値は五マイクロシーベルトから最大二十一マイクロシーベルトまで上昇した、これでよろしいですか。

○大臣政務官（中根康浩君） 今、熊谷議員御指摘のとおりでございます。

○熊谷大君 それでは、教えていただきたいんですけども、福島第一原子力発電所から女川原発までどのくらいの距離がありますか。

○大臣政務官（中根康浩君） 申し訳ありませんが、具体的な、正確な数字を今すぐに申し上げることができませんが。

○熊谷大君 これも昨日打合せしていたはずなんですけれども、大体百二十キロあります。その百二十キロ離れているということのをどのように解釈したらいいのかということが私もちょうととても悩むわけなんでございますが、まずは、この百二十キロの距離を放射性物質が北上してきた。当然これは風の影響、とてもあると思います。

気象庁、このときの風の流れはどのようになっていたか教えてください。

○政府参考人（西出則武君） 当該時間帯におきまして、気象庁のアメダスでは、地震、津波等によります大規模な停電、回線障害等により東北地方の沿岸部を中心に風の観測データが得られておりません。しかしながら、気象庁では、周辺のアメダスでありますとか上空の風の観測データなどを活用して一時間ごとの風の推定を行っております。これによりますと、三月十二日二十三時前後、福島県から宮城県の沿岸部ではおおむね北北東の方向へ向かう風が吹いていたというふうに推定されます。

○熊谷大君 北北東。これはなぜこういうことを聞くかということ、先ほど上野委員からもありましたように、当時SPEED Iが全く情報を取れなかったものですから改めて気象庁さんに確認をしているんですけども、北北東ということは、北に向かっていったということによろしいですか。

○政府参考人（西出則武君） 福島県から宮城県の方に向かう南寄りの風という意味でございます。

○熊谷大君 今の説明からたどっていくと、もちろん風に県境はございませんよね。

○政府参考人（西出則武君） そのとおりでございます。

○熊谷大君 風でございますので、風に任せて縦横無尽に放射性物質が拡散していつている、又は流れに乗っていつて各地に放射性物質をばらばらと置いていくということ、で、福島原発から約百二十キロ離れた女川原発の敷地内でも検出されたと。値は低い、といっても第一緊急体制を取らなければならない状態だった。その緊急体制が解除されたのは六月、つまり三か月以上もたつてのことであったわけでございます。

この三月から六月の間、何があつたかといえば、宮城県県南でセシウム、丸森町で五月に牧草からセシウムが検出されております。記憶にある方も多いと思います。続いて、県北の大崎市、栗原市、ここで稲わらからセシウムが検出をされております。栗原市は福島第一原発から約百五十キロ離れているところでございます。この風が北へ向かって吹いて、野外に人が当時いる状態であつた

としたらどういう状態になったか。風は何も上、空の上だけに吹いているわけではありませんよね。地上にも、陸地にも吹いているわけですよね、気象庁予報部長、お答えください。

○政府参考人（西出則武君） 今、先ほど御説明したのは主に地上付近の風という意味でございます。

○熊谷大君 ありがとうございます。

皆様には是非当時を振り返っていただきたいんですけども、三月十一日当日、発災以降、しばらく停電をされていて、重要な情報源であるテレビがほとんど見られない状態でありました。その情報源が得られないときに、ここが非常に重要なところなんですけれども、被災地では食料を求めて長い行列が商店の前につくられておりました。商店という商店の周りには、皆行列を成してお店に食料を求めて待っている人の姿が多く見受けられました。つまり、多くの人が野外にいたと、屋外にいたということでございます。

この事実、どのように認識されますでしょうか。経産省、お答えください。

○大臣政務官（中根康浩君） 食料につきましては、その時点では放射性レベルが基準以上のものになっていなかったという認識でございます。

○熊谷大君 食料の放射性レベルについて言っているんじゃないくて、その当時、風が吹いて、南から北に流れているときに、屋外に食料を求めて商店の前に並んでいる人がいましたと。その状況についてどのように思われますかということをお尋ねしているんです。どうぞお答えください。

○大臣政務官（中根康浩君） 申し訳ありませんでした。

屋外で人が行列を成していると、その間に放射性物質を吸引してしまうのではないかというおそれがあったということは恐らく推測されるところだろうと思います。

○熊谷大君 今の話を聞いて、平野大臣、どのように聞いておりましたか。

○国務大臣（平野博文君） その当時の状況というのは私も正確に掌握はいたしておりませんが、そういう事実認識に基づいて、そういう風が吹いている、そういう意味で、福島の水素爆発が起こったということで行きますと、どれだけの量がどういうふうになっているかということは承知をいたしておりませんが、そういう意味で、外に並んでおられるということについて言いますと、ある意味、放射性物質に触れているということは可能性はあると私は認識いたします。

○熊谷大君 そういった状況で、官房長官は、人体に影響がないということを繰り返し発表をしておりました。

この前、予算委員会でも紹介させていただきました保健便り、ある県南の、宮城県の南部の学校、小学校が出した保健便りの一節ですね。ちょっとまた読ませていただきます。保健室の利用状況についてでございます。

四月から七月二十日現在の保健室利用状況では、内科的症状で延べ人数四百六十九名が利用しました。内科的症状では、頭痛、腹痛、鼻出血の順に多く、鼻出血というのはこれ鼻血のことですね、

外科症状では擦り傷、打撲、虫刺されが順に多かったということで書いてありますが、平野大臣、この事実もう一度、どのようにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣（平野博文君） 特にそれは放射能に浴びたから云々ということじゃなくて、やっぱり精神的なストレス、やっぱり自らの心配を含めてそういう健康診断を受けようと、こういう精神的なストレスを含めての症状の結果がそういう数字なのかなと、こういうふうに私は思います。

○熊谷大君 大臣、おっしゃるとおりで、心配なんです。心配なんです。それをさっきの予算委員会でも問うたわけでございます。

そのとき大臣は、非常に私は踏み込んだ内容を答弁してくれたなと、いわゆる学校でしっかりと義務教育期間に健康調査を宮城県であってもしていただけないかということをお私はそのとき質問でさせていただきました。平野大臣は、このように申しております。議員御指摘のようにいろんな心配があるということですから、私どもとしては放射線から子供を守る、こういう考え方に立っております。具体的にそういう御要望が出てくればその時点で対応していきたいと、かように考えておりますというふうにおっしゃっております。

その考えは変わっておりませんね。

○国務大臣（平野博文君） 先生からのそういう御指摘を含めて、私自身は文科省としてやっぱり子供を守っていくと、こういう視点でございます。

そういう意味におきまして、当然これは文科省が直接ということよりも当該の自治体の御協力なければできませんし、自治体のやっぱり御要望を踏まえて対応したいということをお答弁申し上げます。

○熊谷大君 さっきも申し上げましたが、自治体からは意見書も含めて様々な形で要望が上がっております。

私は後日文科省に確認をしました。大臣がこういう答弁したからしっかりと対応してくれということをお話ししたら、何と返ってきたかということ、各学校単位での検査は、機器、専門医等特殊なので全部というのは現実的に難しい、県より要望が出されれば文科省として考えなければならないと。

事実上これどういうふうにお受け止めたらいいですかね、大臣。

○国務大臣（平野博文君） 自治体というのは公共団体のことも含めてだと私は思っていますが、やっぱりこれは私どもとしては、そういう御心配があるということでやるならば、やっぱり県民を守る、各市町村が村民、町民を守ると、こういうことでやっぱり県としっかりと連携を取ってもらって私どもの方にそういう御要求を、実は三県から、こういう御要望ということは具体的なところはなないんですが、そういう健康の心配についてと、こういう御要望がございます。

ただ、これは先生も御案内のとおり、あらゆる医療機器をそろえていくというのはなかなか不可能なことでございますが、できる限りそういう御心配をなくしていくという知恵はやっぱりそういう意味では絞らなきゃならないと思っておりますし、是非、先生におかれても地元の方からそういうお声があると、県の方を含めて御指導いただければ、私どもとしては、それは県の問題だと、こんなことでやるつもりはありません。やっぱり子供を守っていくためにお互いに知恵を絞ってやって

いきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○熊谷大君 ありがとうございます。

もう大臣おっしゃるとおりで、とりわけ子供たちというのは非常に感受性が強いというふうに言われております。その中で、情報が閉ざされた中、屋外に食料を求めて親御さんと一緒に不安ながら付いて行って、そういった気流の流れの中にいたということも事実でございます。そうした状況に置かれたら、親としては、保護者としては、やっぱり自分のことはまだよくても、小さな子供のことから、何とかその子供の健康調査のみはしてほしいと。しかも、丸森町は非常に積極的に細野大臣にも入っていただきましたので、国の補助が入った点もあります。しかし、県南の方では、これなかなか全体的な動きにまだならなくて、不安を抱えているんだけども調べられないという状況が続いております。

それはなぜかという、国に放射線量の安全基準を明確化してほしいというようなことを県は要望で出しております。しかし、残念ながら、なかなか申し込んでもその基準の明確化をしてくれない又は基準値を出してくれないということで、業を煮やして各自治体が、宮城県有識者会議を開催いたしまして、事故被害対策実施計画を策定しております。その要項の中でも、健康不安への配慮として、原発事故に伴う健康不安払拭への取組について、引き続き、国の責任と判断において、健康への影響や対応方針などについて早急に示すように求めますというふうに書かれているんですね。

これ、地域の要望とか県の要望とかということじゃないですよ。国がしっかりとした基準を出してほしい、示してほしいということですよ。いかがでしょうか。

○国務大臣（平野博文君） これは国という立場で受ければそういうことになるだろうというふうに思ひます。これはもちろん政府として、文科省として云々というよりも政府としてどう対応するかということにかかわろうかと思ひております。

私ども、この委員会におきましても、特に学校の関係については、特段私の責務においては、やっぱり子供さんをしっかり守るための知恵をみんなと協力して出していききたいということは、私、再三申し上げてきているところでありますが、このレベルだったら大丈夫であるとか、これはなかなか言いづらい部分があるわけでありまして。したがって、厚生労働省含めて一定の基準を政府として決めて、その基準を決めるということと同時に、よりその基準値をいかに少なくしていくかというのは、いろんな環境整備、ハード、ソフト含めてやっていくということが今求められているわけでありまして。

文科省としても、そういう思いでは、学校環境においては一ミリシーベルトと、こういうことを言っておりますが、それよりも更に少ない数値でなるようにこれからも努力をしていかなきゃならないと、こういうふうに思ひております。

○熊谷大君 大臣、思いというのはよく分かるんですけども、もう一年たっているんですよ。しかも、文科省は最初二十という数字をぼんと出してしまったんですよ。それ以来、保護者の皆さんからはなかなか、本当に大丈夫だろうかという、事信頼、信用という点では、まだその信用を獲得するという段階には至っていないわけです。

その中で、思いがあつてというふうな大臣の答弁があるよりも、じゃ、しっかり義務教育機関では健康調査をしますと。心配なところ、地域の親御さんの意見をまとめてくれればというふうにおっしゃっていましたが、要望が出てくれればというふうにおっしゃっていましたが、しっかりと学校

で対応しますと。学校というのはコミュニティーの中心地ですから、特に田舎に行けば行くほど。そういうところを大臣が積極的に発言をして、そして乗り出していかないと、これはやっぱり親御さんは不安で不安でしょうがない、また不安が増加していただけないと思います。

さらに、給食で、今学校の給食をまだ取らない、子供たちに食べさせないという親御さんも多くございます。特に、牛乳に関しては、牛乳は飲ませない、飲ませないでくれという親御さんも多々いらっしゃいます。

そういったことで、本当にその不安解消というところにその今の大臣の御答弁でつながるのか、私は大変疑問だというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（平野博文君） 大変、ちょっと奥歯に物の挟まったような言い方に聞こえたかも知れませんが、文科省としては、これは文科省単独で云々というのはなかなかありません。しかし、学校の施設を提供したりしながら、しっかりと県並びに地方自治体と連携をしながら、そういう健康不安について、やっぱり文科省としてできることはやっていきますというメッセージは私は出していきたくて思っております。

○熊谷大君 具体的に、メッセージだけじゃなくて、具体的にどういうふうにするんですか。

というのは、大臣、大臣、ちょっと聞いてください。大臣、僕は所信の中ですばらしいと思って聞いたのは、やっぱりチルドレンファーストだと、その理念を持ってやるというふうな、おっしゃった。でも、今のその後ろ向きな答弁だと、私はチルドレンレーターという感覚でしかとらえられないんですよ。その腰の重さですよ、腰の重さが今どういうふうになっているかということ、ちょっと一例紹介をします。

先日、仙台市内でベラルーシ製のホール・ボディー・カウンターを置いて内部被曝の数値を出すという測定所がこれオープンしたんですね。そこは何も検査はしません。検査はしません。医療行為もちろんしません。ただ機材を置いて、そこで代価を払って測定値を出す、数値を出すということです。食品の放射性の検査も出す機材も置かれております。ただ機材を置いて、どうぞ測定してくださいというような測定所なんですけれども、この測定所を開設された方は善意でももちろん行っております。開設して二日で八十件以上の問合せがありました。子育てをしている親御さん、妊婦の方からの問合せが圧倒的に多かったということです。

ちょっと、この問合せの件数の多さ、そして開設者にお会いしに行ったときも事務所では電話が鳴りっぱなしという状態でございます。これをどういうふうにとらえるかなんですね。そちらにお座りの大臣の皆さん、執行部の皆さんはもうお分かりだと思うんですけども、不安なんですよ。この不安を取り除くのが行政の役割、しなきゃいけないことなんです。これ、もし、この測定所を開設した人は善意でやっているから今いいと思いますよ。でも、これ、国がしっかりとてこ入れしてやらないと、これ悪意を持った人が出てきたらどうなりますか。物すごく悪影響になると思いませんか。測定して、あっ、これはまずいですよ、じゃうちのもの、これ健康食品買ってくださいますか、そういうふうな、出かねないですよ。簡単に想像できるじゃないですか、任せていけば、それは不安なんだから。さらに、食品、食材の検査もできるということで、もし、これ上の数値が出た、どうやって処理するんですか。どこに管理すればいいんですか。もしかしたら、ただそこら辺に捨てていくかもしれませぬよ、任せていたら。

こういうことこそ公とか国が、政府が、行政が率先して大臣、やらなきゃいけないことじゃないですか。

○国務大臣（平野博文君）　そういう悪意に満ちたことがもし行われるとしたら、それはとんでもないことだと思っています。基本はやっぱり、そういう不安に対して適切に、その不安解消に向けてどういうアクションプランを作ってやるかということに私は基本は尽きるんだろうと、こういうふうに思います。

　そういう中で、私どもの文科省としては、学校の施設を使っていただく中で、例えば学校施設を貸し出すとかそういうことを含めて、子供さんの健康の部分は当該県と、あるいは自治体と相談しながら、御要求に合わせて、具体的に御相談あれば進めていくということは検討したいと思っています。

○熊谷大君　具体的に学校施設を貸すというのは大変踏み込んだ発言だというふうに思うんですけども、その先なんですよね、先。

　結局は、場所を貸したとしても、それを検査する人、測る人、そしてその測った結果出てきた数値を評価する人、これいないと何にも回っていかないわけです。ただ学校は場所を貸します、どうぞ測ってください、でも評価する人いません、その数値だけ見てもどういうふうに判断したら、分からない。これどういうふうにすればいいんですか。

○国務大臣（平野博文君）　それにつきましては、今、例えば福島だったら福島県立医大の中で、そういう健康調査のデータを含めて、本当に大丈夫なのかというチェックも掛けておりますし、また、私どもの政府の機関でも、そういう数値が出てくればどういう状態なんだということについてしっかり支援、協力はしていかなければならないと、こういうふうに思っています。

○熊谷大君　大臣、今、福島医大の方のお話言及されましたが、その福島と宮城、栃木もそうだと思います、県境でそれが区切られているから今こう問題に私は挙げているんですよ。

　先ほど気象庁の方にも答弁していただきましたが、当時の風の状態だったら、それはやっぱり県境で区切らないでいただきたいんですよ。そこで政治が、行政が何か県境で区切ったりするから、我々は非常に不安を持つし、保護者の皆さん、親御さんは事子供に関する事だから不安になるんですよ。何か放射能イコール福島、これは福島にとっても良くないことだと思います。でもそれを、等式、イコールで結ぶことを是非やめていただきたい。これは文科省ができること、それは県境で何か政策とか行政の仕組みを区切るのではなくて、やっぱり広域で見られるから役割又は価値があるんであって、そこをしっかりと大臣にやっていただきたいんですよ。

○国務大臣（平野博文君）　議員の御指摘はよく分かりました。

　これもまさに地方公共団体にしっかりとそのことを言っていただいて、公共団体から具体的にこういうことだということであれば我々できることはやらせていただくと、こういうことでよろしゅうございますか。

○熊谷大君　何かこう、地方公共団体からと、なぜ平野大臣からということができないんですかね。

○国務大臣（平野博文君）　これは、やっぱり何をおいてもその地元のことが一番よく分かり、地元の実態が一番つかんでおられるのは地方公共団体ですから、その要請をしっかりと御要望を受け

てやらせていただくというのが私は基本だからそういうふうに申し上げているところであります。

○熊谷大君 本当に大臣、ここは本当に大臣のその率先力を、いわゆるリーダーシップを見せてほしいんですよ。

もちろん、地域のことは、民主党さんは地域主権だ地域主権だと、地域で決められることは地域でということをおっしゃっていますが、でも、やっぱりこういった広域にまたがる災害というのは地域でまばらに又は基準を決められたら逆に困るんですよ。そこを国が表に、総理も瓦れき処理では国が一步も二歩も前に出てということをおっしゃっています。だから、事放射能の健康調査に関しては、文科省又は政府が一步も二歩も三歩も前に出ますよということを表明しなきゃ僕はいけないと思うんですよ。いかがでしょうか。

○国務大臣（平野博文君） あくまでも、私は申し上げることは、決して国が後ろへ引いているということではなくて、やっぱり地方公共団体がしっかりその現実を踏まえてもらって、我々国としても一体となって物事を解決をしていくと、この姿勢が一番大事だろうというふうに思っていますから、そういう意味では一体となって対応するように努力したいと思います。

○熊谷大君 意見書も議会で採択されているわけですよ。やっぱり国が積極的に関与してほしいと。子供たちの健康影響の調査の実施については、これもまた繰り返しになりますが、国の責任と判断において健康影響調査の実施の必要性や対応方針について明確な基準を早急に示し、調査を実施することということ出ているんですよ。それを地域の実情、地域が一番分かっているからと。これ、地域はもういつでもレディーの状態になっているんですよ。あとは国がどういうふうに出るか又はちゃんと基準を出してくれるかということを残念ながらこれは待っているしかないんですよ。

ここでやっぱり一步も二歩も前に出ていただかないと、どうしてもこれは進まないんですよ。子供たちはどんだん時間だけがたってしまうことを待ってしまうし、どんだん不安が広がっていく。

まあちょっと関連付けるのはおかしいかもしれないですけども、震災の関連死、出ましたよね、六百人以上。しかも、それがやっぱり復興が遅い又は震災の検証をしっかりとしていない、そういうところからきている、国が一步も二歩も前に出ていないところからきているんですよ。僕はそういうふうにとらえています。それは文科大臣にもしっかりと踏まえて行政というものをやっていただきたい。いかがでしょうか。

○国務大臣（平野博文君） 委員から、今の現状を見ると国がもっとしっかりと前へ進めろと、こういう御指摘だと思います。これは十分であるということは私自身思っておりません。いろんな課題がこれからも出てこようと思っていますから、より先生の御指摘を踏まえながら、関係省庁と十分連携して国がもっと前へ出るように私も努力してまいりたいと、かように思います。

○熊谷大君 ありがとうございます。

済みません、時間がなくて、キャリア教育等々、就労支援、若者の就労支援等々にもちょっと取り扱いたかったんですけども、今回はごめんなさい、あと次回にまたさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

180-参-憲法審査会-4号 平成24年04月25日

○山谷えり子君 最後になりました、自由民主党、山谷えり子でございます。

長い時間、参考人の皆様、ありがとうございました。

井戸川町長が雑誌のインタビューでこんなことを言っているらしいです。私は、野田首相に双葉郡民は国民だと思っていますかと聞いたけど、国は、アメリカにSPEEDIのデータを先に知らせて、国民にはSPEEDIのデータを提供していなかった。今もって双葉町はSPEEDIのデータは来ていません。あの情報が入っていたら仙台方面に逃げていますよと。あるいは、ベントの連絡もなかったと。それから、国、東電は、止める、冷やす、閉じ込めると言い張って絶対に安全だと言ってきた結果がこれで、我々は住むところも追われてしまった。放射能のために学校も病院も職場も全て奪われて崩壊しているのです。私は脱毛していますし、毎日鼻血が出ています。この前、東京のある病院に被曝しているので血液検査をしてもらえますかとお願いしたら、いや、調べられないと断られましたよ。我々は被曝までさせられているが、その対策もないし、明確な検査もないという。本当に重い発言だと思います。

福島県民の健診も十分に納得のいく検査メニューではないということなども含めまして、本当に今問題提起されました憲法第十三条の幸福追求権と憲法第二十五条の生存権というこの条文が、もう全く違う角度で私は読み直さなければならぬんじゃないか、精査し直さなければならぬんじゃないかというふうに思います。

フランスの原発関係のジャーナリストに聞きましたら、こんなに情報公開がなくて、しかもいろいろな、沃素剤一つ取っても国、県の指示があって初めて服用できるというような、非常に不十分なままほったらかされていたと、この十三条と二十五条、幸福追求権と生存権が妨げられているのではないかと。これに対して、井戸川参考人、ちょっと改めてコメントをお願いしたいと思います。

また、大石参考人には、そうした問題提起を受けて、例えば生存権の二十五条、具体的には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」、これもう学校でいつも習う条文ですよ。この条文が福祉主義あるいは具体的な請求権といった視点からどのような解釈、今回変わったか変わらなかったか、その辺をお話しくだされればと思います。

○会長（小坂憲次君） それでは、大石参考人の時間がございますので、御答弁をいただいたら御退席いただいて結構でございます。大石参考人からお願いいたします。

○参考人（大石眞君） ありがとうございます。新幹線の時刻がございまして、その後、ロースクールの授業が六時半ごろからあるものですから、とんぼ返りしなきゃなりません。といいましても、二番目に答えればよいと思って今私メモしていたものですから考えがまだまとまっていませんが。

十三条、二十五条の解釈について、特に私、変更することはありませんでした。

つまり、十三条の読み方によりますけれども、要するに生命まで脅かされる、個別的にはありませんよ、でも、集団的に生命まで脅かされるという事態は今までなかった。初めてですから、生命が脅かされるような事態に至ったということは、もう大変気の毒ですが。十三条から導かれることは、自由についてはやっぱり最小限の権力行使で、つまりは最大の自由を保障するというのが人らしい生活を保障するということにつながるわけですよ。だけど、請求権とかあるいは参政権については最大限尊重するということがございますので、人らしい生活を送るために最大限尊重するということで、実体的な要件からいっても、自由は最小限に、請求権は最大限に保障するという十三条の趣旨は全く変わらないと思いますし、さらに手続面からいきますと、十三条は要するに個人としての尊重を図るための手続を要求しているわけでありまして、これは余り議論されていませんが、それなりの手続をきちっと整えるためには、やはり先ほどから出ているような正確な情報を迅速にいち早く伝えるということが非常に大事なことでございまして、単に行政手続で適正手続という話じゃなくて、やっぱり国政全体についてそれは言えると思いますね。

ですから、その意味でも、十三条あるいは二十五条というのは今まで以上の価値を持つように思うようになりました。

以上です。

○参考人（井戸川克隆君） いろんところで物を書いているものですから、済みません。

いろいろ信頼関係というものがあって、立地が、今まで原子力発電所を許してきたということがあります。そういう歴史の中で、事故を起こすという約束の下に誘致したことはない、私の親たちがですね、誘致するに当たっては事故を前提に誘致したことはあり得ないというふうに考えております。したがって、何事も最終的には人と人との信頼関係が一番大切だというふうに私は常日ごろ考えております。

直ちに健康に影響がない、これは分かりません、そう言われてもですね。全く分からないわけがございますので、そういうことよりも、おそれがあるということ、安心をさせるよりも、まず問題を起こさせない対策を、対応をすることがやはり国家あるいは国民をつかさどる権限を持つ方の責務だと私は考えております。もう本当に後からいろいろ、あのときは何かのために発表しませんでしたというコメントも聞きますが、そのたびに私は身震いするぐらい残念でなりません。悔しい思いをしております。

先ほどもお答えしましたけれども、私の地域における住民は、放射能における危険、放射線管理士という資格持っているのも相当いますので、常日ごろ、事故前の放射能の管理の仕方も知っております。しかし、事故後の放射能の管理のことはマニュアルにも何にもなくて、非常に、先ほど地図を見ていただきましたけれども、あのような惨たんたる状況に放置されておるわけです。

これはちょっと余談になりますが、国のお役人が来られたときに、十ミリシーベルト、二十ミリ

シーベルトの安全について議論しました。大丈夫ですかと聞いたら、発症事例がありませんと言われました。長崎、広島でそのような事例がありませんと言いました。よくそれは探したんですか、当時そういう状況の下に調べたんですかということを知り、その後、放射線の種類、放射能の種類、今回の事故と長崎、広島と全く同じですかと聞きましたら、答えられませんでした。したがって、発症しないという言葉は、我々にとっては何ら安心させる言葉ではありません。

したがって、このようなことで、我々は、正しくても正しくなくても我々は自己判断できます。情報を出すべきだと思います。出さなかったことについては私は、浪江町長さんも同じ思いをしておりますが、悔しい思いをしております。町民を不用意に被曝をさせてしまったんです。

それから、被曝検査については、どこかで我が町民が申し入れしたら、福島医大に確認したそうです。そうしたら、やらないでくださいと言われたそうです。これが実態であります。

このようなことで、我々は十三条あるいは二十五条に満足しているような状態には置かれていないことを御理解いただきたいと思います。

180-参-東日本大震災復興特別委…-8号 平成24年06月14日

○森まさこ君 ただいま議題となりました東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案の草案について、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広い範囲に大量の放射性物質をまき散らし、周辺住民に被ばくを避けるための避難生活を強い、健康への不安を与え、避難生活の継続による学習の遅れをもたらすなど、多大な被害をもたらしており、事故の発生から一年以上が経過した今も一向に解決の見通しが立っていません。

とりわけ、子どもや胎児は、放射線への感受性が高いと言われており、低線量の放射線が人の健康に与える影響も科学的に十分解明されていないことから、保護者や妊婦の方は大きな不安を抱えています。今、私たちがすべきことは、未来ある子どもたちを原発事故による被害から保護するため、国を挙げて、あらゆる手段を尽くすことでもあります。

この法律案は、このような趣旨に鑑み、平成二十三年東京電力原子力事故により被害を受けた被災者の生活支援等施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

次に、本草案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、東京電力原子力事故発生後、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者を被災者といたしております。

次に、被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による放射性物質による汚染等の災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行われなければならないことといたしております。

次に、被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならないことといたしております。また、東京電力原子力事故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならないことといたしております。

次に、被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生じることがないように、適切な配慮がなされなければならないことといたしております。

次に、胎児を含む子どもが放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならないものといたしております。

次に、国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、被災者の生活支援等に関する施策を総合的に策定し、被災者に提示し、及び実施する責務を有するものといたしております。

次に、政府は、被災者生活支援等施策の基本理念にのっとり、その推進に関する基本的な方針を定めなければならないものといたしております。政府は、基本方針を策定しようとするときには、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするとし、基本方針を策定したときには、遅滞なく、国会に報告するとともに、公表しなければならないものといたしております。

次に、東京電力原子力事故により放出された可能性のある放射性物質の性質等を踏まえつつ、当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施される調査について、その結果及び予測の結果を随時公表するものといたしております。

次に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずることといたしております。

次に、国は、被災者を支援するため、医療の確保、学校における学習を中断した子どもに対する補習の実施及び学校における屋外での運動が困難となった子どもに対する屋外での運動の機会の提供といった子どもの就学等の援助、学校給食の共同調理場等における放射性物質の検査のための機器の設置に関する支援を含む家庭、学校等における食の安全及び安心の確保、子どもの保護者等が行う放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置、学校給食等についての放射性物質の検査

等を通じた放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援、家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援等の施策を講ずるものとしております。

次に、国は、支援対象地域以外の地域で生活する被災者及び支援対象地域以外の地域から帰還する被災者を支援するため、住宅確保に関する施策、就業支援に関する施策、地方公共団体による役務の提供を円滑に受け取ることができるようにするための施策その他の必要な施策を講ずるものとしております。

次に、被災者生活支援等施策に関し具体的に講ぜられる措置について、被災者に対し必要な情報を提供するための体制整備に努めるものとしております。

次に、国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるものとしております。

次に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による健康への影響に関する調査について、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者に係る健康診断については、生涯にわたり実施されることになるよう必要な措置が講ぜられるものとしております。

次に、国は、被災者たる子ども及び妊婦が、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病を除いた医療を受けたときに負担すべき費用について、その負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとしております。

次に、国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する高度の知見を有する外国政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものとしております。

以上が本草案の趣旨及び内容の概要でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長（玉置一弥君） 本草案に対し、質疑、御意見等がございましたら御発言を願います。

○米長晴信君 民主党の米長晴信です。

発議者の皆様におかれましては、限られた時間の中で本当に大変な修正協議、本当にお疲れさまでした。

もう時間がございませんので、まず谷岡発議者に御質問させていただきます。

その修正の協議の経緯、そして修正案の端的にポイントを教えていただければ幸いです。

○森まさこ君 佐藤委員の質問にお答えします。

与党の被災者生活の支援と、それから野党側から出した子どもの被害を救済する法案が、これが一つになりました。私ども野党の方が子どもの救済、考え出したのが今年の夏でございます。原子力事故があつてから五か月後の八月に原案ができました。

つい最近、国会事故調で中間報告が取りまとめられました。その中に、被災者の皆様方のアンケートの声があります。この国会でもずっと質問されてきた、直ちに影響はないと政府に言われながら、私たちは避難の決断が遅れましたという声、SPEEDIの情報が示されないの非常に濃い地域に何日間もいさせられてしまいました、そういう声もありました。それから、飯舘村などでは、水を子どもたちに飲ませてしまいました。爆発した事故の近くにいた方々が、放射性物質を浴びながらおにぎりを握って我が子の口に入れてしまいました。そういうお母さん方が、子どもたちの将来、自分たちが寿命が終わった後、子どもたちに将来何かあったらどうやって守っていくんですか、そのような声にこたえて、特に子どもの医療の問題は、その事故の当時子どもであった者は生涯無料にして国が支援していこうという、そういう視点から始まった法案を作りました。

年内でずっと自民党の中で会議を重ね、後から、年が明けてから他の党の先生方にお声を掛けさせていただいたら、社民党、みんなの党のこの二党が、今度は別の視点から子ども及び妊婦の食の安全について定めた法律がありました。それと一緒にになりました。そして、公明党、新党改革の皆さんが健康診断の法律を作っていました。それとも一緒にになりました。そうやって各党の先生方が被災地に入っていたいただいた声をまとめたものが一緒になって、年が明けてから合体をしまして、先ほど数えましたら五十三回の会議を重ねて、そして民主党さんと最後一本化したという、そういう法案でございます。

経緯の御説明に代えさせていただきたいと思います。

○佐藤信秋君 そこでなんですね、この法律の、ここでいうと肝とか言えばいいんでしょうかね、一番大事な部分というか、ここはどういうふうに考えてこういう法律になったかという点について、御説明を一言お願いします。

○森まさこ君 この法案の最も大切なものは、私ども野党の方の部分では、やはり先ほどの子どもの医療費、ここを免除をしていこうというところから始まったものですから、そこに一番重きを置いております。条文で言うと十三条の三項になります。

ここは共通解釈ですと、大人になっても継続して減免の対象とする措置が講ぜられることもあり得ますという答弁になると思いますが、私どもの野党の立法趣旨、立法者の意図としては、ここからは私見になりますけれども、子どもの医療費は生涯免除していく。当時子どもであった者は、十九歳になっても二十歳になっても三十代になっても大人になっても免除していく。福島県の子どもは当然全額免除、それ以外の他県の皆様も、放射線の及んでいる地域がございます、そこも支援の対象としていく。当然、胎児となった子どもも入るということでございます。

○佐藤信秋君 そこで、子どもの健康、それからもちろん被災者の生活支援、それぞれ大事なこと

なのですが、今回、子どもを手厚く保護したいと、こういう精神でこの法案、合体されたという形になったわけです、結果としては。そこの理由を少し教えてください。

○森まさこ君 この医療費に限って子どもを手厚く保護する理由は、子どもが放射線による健康への影響を大人よりも濃く受けやすいということ、それから、子どもが心身の成長の過程にあり、次代の社会を担う存在であることから、重点的に施策を講じるべきであると考えるところからです。ただ、これで十分だとは思っておりません。子どもは更に、大人の保護に関しても今後また活動をしていく考えであります。

○佐藤信秋君 済みませんね、せっかく副大臣おられるので、聞いておいていただきたいんですけどね。

具体的に幾つか進展するというようなことがあるんだろうと思うんですが、これは答弁は要りませんが、健康診断をすると。実は、ホール・ボディー・カウンターみたいなもの、既に実は買っているんだけど、ですよ、市町村が。買っているんだけど、既に買ったものは対象にならないとか、あるいは、子どもの検査ですから、甲状腺なんか超音波計か何かで検査せないかぬ、一どきに何台も置かないかぬ、一台大体三百万円ぐらいするらしいんだけど。それで、学校の体育館なんかにやっぱり十台ぐらい並べて、お医者さんも一緒にそこに来てもらってと、そんなこともこれから地元ではいろいろ考えてやっていかないかぬだろうと、こういうお話もあります。

これはちゃんと助成しますという形に、まあもちろんしてもらえんのだろうとは思いますが、思いますが、この法律でその、それぞれの具体的な話まではなかなか決める法律ではないというふうには理解していますから。健康診断なんかはちゃんと措置しましょうと、助成しましょうと、こういう精神だとは思いますが、その辺の具体的な、どういうふうに進展するかというような点について、今申し上げたのは個別各論ですから、お答えは、できればやっていただければいいし、そうでなければ、大臣も聞いておられますから、やっぱりそういうことはもっともだと、こう思っておられるんだろうと思いますけど、具体的にどんな進展をこれからしていくのかという点についてお答えください。

○森まさこ君 今、佐藤委員が言ったことについても、遡及的な支援ということについても副大臣に働きかけていく、その根拠にこの法律もなっていくという理解をしております。

さらに、例えば今福島県内では十八歳までの子どもたちは医療費が無料でございます。しかし、今年十九歳の子どもはどうかというと、無料ではございません。原発事故のときには十八歳であった、しかし今年十九歳である、そういう子どもに関しても今後は医療費が無料になることができいくというのが私たち野党の立法の趣旨でございます。

先ほど言ったように、様々な声がありまして、これから子どもが結婚適齢期になったときに、二十代、三十代のときに、もし病気になったらどうするんですかというような心配する親御さんの声があります。これに関しては、今までのこの国会での政府答弁ですと、残念ながら、大臣は東京電力に裁判してくださいということでした。それですと、被害者の方が、子どもたちの方が、この病

気は原発事故によるものなんですよということを立証しなければいけない。これはほとんど無理でございませう。そういったことがないように、この法律で守っていくものというふうに私は理解しています。

例えば、具体的にこんな心配の声をお寄せいただいています。子どもが鼻血を出した、これは被ばくによる影響じゃないかと心配なんだけれども、それを診察してもらった、検査してもらった、そのお金はどうなるんですかということです。次にまた、今なかなか屋外の運動ができておりませう。それで、実際に走ったときに、足が弱くなっていて転んでしまった、骨折をした、そのような医療費はどうするんでしょうかというような声があります。そのようなものについても、私ども野党の案を起案したときには、原則として含まれていくというふうに考えてはおります。

現実に、南相馬の市立病院の及川副院長のお話を聞きますと、統計データを取ると、子どもたちの肥満が進んでいる、子どもたちの中に糖尿病が出ている、ストレスによる障害も見られるということでございませう。ですので、原則として医療費の支援の対象にしていくと、そういった点が今後効果が期待できる点だというふうに思います。

○佐藤信秋君　そこで、手厚く医療費等についても助成していくというか、手当てしていく、これは大変大事なことだとは思いますが。

一方で、福島で被ばくしたんじゃないかというのでいわれなき差別を受けたりするような場合もありますよね。そうしたことについて過度に大変だ大変だと言うのもいかなものかという部分もありますね。そういう、その差別的な扱われ方をしないようにということもまた大事なことだと思うんですが、その辺についてはどんな配慮になっているでしょうか。

○森まさこ君　残念ながら、このような差別を受けている、いじめを受けているという声が多く寄せられております。特に県外に避難している方から声が寄せられております。このような差別をなくしていくためには、放射線に関する正しい理解を深めることができるように、例えば学校教育における放射線に関する教育の推進など、必要な教育及び啓発を行うことが考えられまして、その旨を条文にも定めております。

今日の福島民報新聞に載っておりますけれども、自民党福島県連は被ばくという文言を外してくれという意見も出しておりました。これに関して、結果としては外れませんでしたけれども、私個人の意見になりますけれども、広島、長崎の被爆者の方々の様々な今までのつらい思いもありました。法律の趣旨が変わらない範囲でなるべく削除していくということで、原案から法律の趣旨が変わらないものは削除されましたが、一部残っております。後世の立法者の方に考えていただきたいので、今後見直しする機会があればまた更にその検討もしていただきたいと思うんです。

例えば、十三条一項を見ますと、被ばくという文言が入っておりますけれども、最初の頭書きのところには東京電力原子力事故に係る放射線と書いてあります。東京電力原子力事故に係る放射線ですので、これはレントゲンの放射線と違うということは誰でも分かります。そういうようなものについては、被ばくという文言を書かなくても法の趣旨が全うできるんだということが今後確認を

きましたら、削除することも是非今後検討をさせていただきたいと、私個人は思っているところでございます。

○佐藤信秋君　そこはごもっともなお話だと思います。ただ、今回は残念ながら入ってはいたと。ただ、法の精神からいって、子どもの健康をできるだけ大事にしようと、そこに重きがあるんで、法律的に被ばくという、取りあえず言葉は入っているけど、そんなに心配せずにと、きちっと健康の診断を受ければ大丈夫なんだよということだと思います。

福島のお医者さんたちもいろんなお話してはいますが、大事なことは、ちゃんと健康管理をして、そして必要な手を打っていくんだということで、そういう意味では、被ばく被ばくというふうに法律上なかった方がいいと、こういうお話ですし、しかしながら載った。そんなに気にすることじゃなくて、健康に生活しましょうよと、そのためにさっき申し上げたいいろんな健康診断、定期検査なんかも手厚くしていこう、こういうことをしっかりと具体的にやっていっていただくのが何より大事だろうというふうに思います。

そういう意味で今後の課題と、こういう観点からいくと、これからが大事な部分というのが結構あるんだと思います。その辺を発議者のお考えとして、是非ポイントを絞ってちょっとお答えいただきたいと思います。

○森まさこ君　佐藤委員のおっしゃるとおりでありまして、このような議論が議事録に残ること自体が私は大変重要なことだと思っております。

今後の課題という御質問でしたけれども、ここが一番大切なところで、法律ができましたら、その趣旨を結果に出せるように、各施策の具体化やその財源の確保が重要になってくるわけでございます。これを私たち立法をした議員はしっかりと見守ってまいりたいと思います。法律を実際に施行していくのは内閣でございます。総理大臣を始めとした大臣の皆様、そして政務三役の皆様でございます。そういった方々がきちっと子どもを始めとする被災者支援の施策を打ち出していただけるように、私たちの立法者プラス賛同していただける国会議員で、議員連盟、議連をつくってしっかりとチェックをしたり、又は、許されるならばこの委員会の中に小委員会ができて、そして随時チェックをしていく、大臣に質問をしていくということもできたらというふうに希望をしております。

さらには、私たち立法者、提案者で福島県を始めとした被災地に出かけていって、仮設住宅や避難先にお邪魔をして、タウンミーティングを開いて皆様の御意見を聞いて、この法律がしっかりと皆様の元に根付いているか、届いているかということを確認してまいりたいと思います。

さらには、この法律に基づいて、今後、政省令やガイドラインが策定されていくと思いますが、それに当たっては、この法律が議員立法であることを踏まえて、策定前に立法者の意思を確認するとともに、本委員会など適切な国会の機関に報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○佐藤信秋君　ということが大事だと思ひまして、恐縮ですね、大臣、お忙しいのに大臣にもおいでいただいて、やり取り聞いていただきながら、これからの問題ということをしつかりと大臣にも

引き取っていただいて努力をしていただくというのが大事なことだと思います。後ほど大臣にちょっとお伺いしたいこともあるものですから。

その前に紙発議者に、第三条の国の責務、これどういう趣旨で規定されたものか。二つの責任を負っていると、こういうふうに併記されたこの趣旨はどうかという点についてお答えをお願いします。